

令和4年6月第6回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和4年6月15日(水)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	大石 教政	3番	上地 信男
4番	河邑 一雄	5番	吉川 裕三	6番	北村 太助
7番	中山 百合	8番	上田 亜矢子	9番	永野 栄一
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

議会事務局長 泉 祐司 副参事 松葉 早苗

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長	澤田 和廣	副町長	高橋 清人	教育長	大西 千之
総務課長	田岡 学	住民生活課長	大石 博史	政策企画課長	中西 一洋
まちづくり推進課長	田岡 明	建設課長	前田 幸二	健康福祉課長	川村 勝彦
病院事務長	佐古田 敦子				

8. 議事日程

日程第1. 一般質問

大石 教政議員	①新型コロナ感染症への対応について
	②新たな公園整備について
	③生活支援について
	④災害対策について
	⑤町政の課題について

- 北村 太助議員 ①四季菜館の処理について問う
②本山町住宅新築資金等貸付について
③クライנגアルテンの現状について問う
- 永野 栄一議員 ①今後の行政施策について
②職員の引継ぎと住民要望の対応について
③観光による交流人口の拡大策について
- 上田亜矢子議員 ①シニアカー購入補助金制度について
②本山町バイオマス発電所について
③農業支援策について
- 岩本 誠生議員 ①町長の政治姿勢とまちづくり構想について
②行政のデジタル化の取り組み等について
③教育関係について
④高齢者福祉等について

開会 9 : 0 0

○議長（岩本誠生君）おはようございます。

ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したプリントのとおりであります。

~~~~~

#### 日程第1．一般質問

○議長（岩本誠生君）日程第1、昨日に引き続き一般質問を行います。

昨日は、2番、大石教政君の一般質問の途中で散会いたしておりますので、これより大石教政君の一般質問を許します。

大石教政君の残り持ち時間は50分でありますので、よろしくお願ひします。

それでは一般質問を行ってください。

2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）皆さん、おはようございます。

それでは、昨日に引き続き一般質問を行っていききたいと思います。

次に、大項目の5番として町政の課題について、まず①として、山林火災予防を兼ねた水源確保ということで、やはり日本、特に高知なんかも森林県であり、また森林、山というのは、国土の保全とか水源の涵養など、私たちの生活に大切な役割を果たしております。一方ではまた、地球温暖化防止のための二酸化炭素の吸収源としても非常に、人間社会、地球環境に役立っております。

その中で、今、梅雨に入ってちょっとましなんですけれども、やはり梅雨前はもう非常に雨も少なく、一たび山火事とか起きると消火とか非常に苦労しますし、また消火活動も危険なことも伴いますが、山火事予防、消火等についての水源確保とか、非常に大事ではないかと思われまます。一度、山とか焼けてしまうと再生に非常に長い年月もかかり、やはり国土が荒れてくるということもあります、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡 学君）おはようございます。

2番、大石教政議員のご質問にお答えをします。

山林火災の予防ということでのご質問でありまして、そういった水源、防火水槽的なものの設置ということでのご質問かと思っておりますけれども、町土の約9割が山林である本町にとりましては、各所にそういった水槽的なものを配置するのはなかなか難しいと考えております。万一、山林火災が起こった場合につきましては、水槽付きポンプ車や消防ヘリコプターを要請して、あるいはタンクで輸送して、消火に当たるという作業になろうと思っております。

また、昨年10月には、沢ケ内地区で起こった山林火災を受けまして、林野火災用の消火機材の更新をし、各分団に配備したところであります。

また、最近相次いだ山林火災につきましては、いわゆる集め焼きが原因で、山林近くの田畑に草などを集めて燃やしたものが山に移って、火災が起こったということが散見されます。田畑の農作物の生育でありますとか雑草の処理には必要な場合もありますけれども、時期や山林近くの集め焼きにつきましては、日頃から山林火災の予防を兼ねて、控えていただくための対応をしていただきたいと思いますと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり登山のシーズンとかたばこなんかもあつたり、野焼きとか火入れなんかもあつたりもしますが、それで、防火水槽というと、設備投資にかかる場合には、小さい200リッターぐらいの防火用の小型の水でも置けるところにちょこちょこ、毎年少しずつでも整備して置いておけば、いざというとき、水がない、水があれば初期消火とかで小さいうちに消せるので、一たび山火事が大きくなると2日も3日もなかなか消えない状態が続いたりとか、また場合によっては、人家のほうとか火が迫ってきた場合には避難していかんといかんだつたり、山だけではなしに財産とか生命とか危険を及ぼすお

それも非常に高いので、やはり備えられるところからちょこちょこ備えをしておいたら、いざというとき、そこに水があるとなると非常に有効なんじゃないかと思われま

す。山中のガイドマップやないですけれども、今、AEDが町内至るところに置いてあるような感じで、ちょっとした200リッターぐらいのタンクがこの辺とかありますよとかいうふうにしておくと、費用もそれほどかからなくて、また山火事予防とか、火災予防の啓発にもなる。農作業とか火を使うところでもそういうタンクとかの設置を促すとか、支援ができるようなことがあると非常に火災予防につながるんじゃないかと思われま

すが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）総務課長、田岡学君。  
○総務課長（田岡 学君）あらゆることに備えておくということは大事だというふうには

思います。ただ、ご指摘のタンクを各所に置くということになりますと、地主の方のご了解を得るとかということにもなりますし、なかなか現実的には難しいと思います。やはり日頃から山林火災の予防を、そういったことには気をつけるということをして各人がしていくということが大事ではないかというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）国内でも外国なんかでも一たび山林の大火災が起きると、やはり取り返しがつかないようなことになるので、日頃から啓発活動をして、置けるところへは置いていくという備えることが非常に大事なんで、やはり取り返しがつかないような大火事が来る前には備えておかんと、焼けてしまうみたいになったんじゃないかと本当はどうしようもない。今、日本でも世界的にも大火災が起こっているんで、やはり備えるべきところは備えていくことが非常に大事と思われま

す。

次へいきます。

○議長（岩本誠生君）はい、どうぞ、次へ進んでください。

○2番（大石教政君）じゃ、次に②として、物価高、円安等による農業資材高騰による資料とか農業資材、非常に価格が上がったり、また品物がなかつたりしております。町のほうでも飼料の補助とかもやっておるようですが、本町も零細農家とか小規模農家なんかも多い中で、やはり農業意欲をずっと持ってもらって、景観的には非常に景観のきれいな棚田ですけれども、耕作的には草刈りとか労力が要る狭い田畑の中で、農業、林業とか畜産とかやられておりますが、支援とか今後の動向とかどのように捉えておるのかお伺い

します。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）2番、大石教政議員のご質問に対しまして補足答弁をいたします。

議員ご指摘のとおり、燃料価格の高騰や物価高の影響によりまして大変厳しい営農活動となっております第1次産業、農業をされておる方や畜産業等の方に対する支援策といた

しまして、本年度、新型コロナ対応の臨時交付金を活用して、現在、本山町畜産農家生産安定支援事業、内容は、出産後の雌牛に対しまして、濃厚飼料、月60キロを標準としておりますが、それを3か月間の現物支給の事業と、本山町花卉・園芸等農業者経営安定補助事業、この内容は、令和4年度中に収穫する花卉・園芸農産物の種苗、苗等でございますが、その購入経費に対する補助、その事業を現在実施しております。

本事業を実施することによりまして、コロナ禍の影響を受けて取引価格の下落や農産物の売上げの影響のあった農家に対しまして緊急的に支援し、農業経営の安定化を図ることを目的として事業をしております。

今後、引き続き、情勢的にはこの原油価格高騰・物価高の流れが続く見通しでございますので、今後の状況等を見ながら、必要があればまた追加の対策等も検討していければと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）今、ウクライナ侵略戦争とかの影響により小麦とかも輸入量が少なくなり、また価格も高騰しておりますが、これを国産の米などに切替え支援とかもあると思いますが、本町においても、農業支援ということで、減反中とかを小麦とかに切り替えたり、また、米粉の利用促進なども今後拡大される予定か、協議とかされておるのかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）答弁をさせていただきます。

先ほど議員ご指摘のとおり、小麦の価格とかその輸入量が縮小するとかいう影響が既に出てきておるといふふうに認識をしております。今後の動きについて、一つの方法として、先ほど提案があった米粉の需要が伸びるということも想定されますので、その米粉の対応等につきましてまた生産者、JA等とも協議を図りながら、需要が伸びれば、当然、そういう米粉を生産することによっての生産者側のメリットも出てくることもありますので、そういう対応も考えていければというふうに思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）また、化学肥料原料も価格が上がったり、原料が手に入らないとかいうことも増えておるようですが、今ぐらい原料が入ってこなくなる場合には、昔のように草刈って刈り肥に積んでとか、昔型の循環型農業へも力を入れて、やはり化学肥料とか入ってこなくてもやっていけるような農業支援とか、高齢化になっていて厳しい中でもありますが、協力隊なんかの人も林業支援とかも入っておる中、農業支援とかにも当たってもいいのではないかと思います、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）答弁をさせていただきたいと思っております。



でも、間違いがなければ町民の方も逮捕になっていなかったかも分からない。やはりちょっとした事務手続の間違いで町民が犯罪者などになってしまったという、片一方では、今やはりパソコンがコンピューター関係みたいになって、ちょっとした、すごく手続は早いですけれども、ミスが起きてもさっと止めようがない状態にもなったりするんで、人手とか足らなければやはり人手を足していく。合理化、合理化とか、町の人件費、予算が足りないではなしに、やはりある程度余裕、ゆとりを持って仕事をするのが大事ではないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えをいたします。

この間、労働基準法の企業の請求権や国家賠償法に基づく損額賠償の請求権についてなど、また、判例などにつきましても検討してまいっておりますし、関係機関等にも相談を繰り返してきておりますが、なかなか解決につながっていないのが実態でございます。かといひましても、引き続き、この件についてはその解決に向けての検討をしてみたいと思っております。

給与制度はなかなか複雑でございまして、特に制度が大きく変更するようなどときには、より慎重にならなければならないということがあろうかと思えます。当然、制度の理解も深めなくてはならないし、それから、チェックに当たっては複数で確認していくということも必要でございます。そういったことに取り組みながら再発防止には努めてまいりたいと思えます。

今、人手の問題のこともございましたけれども、職員定数の問題がございまして、給与問題だけじゃなくて、各分野で仕事自体の中身が複雑になってきております。私自身も、町長に就任しましてから人手不足を正直感じておりますが、なかなか、その定数の中で運用していかななくてはならないということもございますので、そういったことも踏まえまして、今後も、そういった事務のミスについては防ぐようには取組を進めてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり給料未払いもどこかには解決策、糸口があると思うんで、真摯に取り組んで、支払われていないのでこれを支払う方向へ向けて取り組んでいくということが非常に大事であり、また、人手不足の場合には、定数増とか図るべきではないかとも思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）給料の解決については、これはもう本当に積極的に取組を継続していきたいというふうに思っております。

定数増につきましては、これは非常に難しい問題がありまして、過去には、三位一体の改革ということがありまして非常に職員定数を絞ってきた経過もございまして。そういう経過もありますが、これは提案しても非常に厳しいだろうというところもございまして、議

員の皆様と一緒に、その仕事、定数について今後も検討させていただければというふうには思います。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）次へいきます。

○議長（岩本誠生君）はい、どうぞ。

○2番（大石教政君）次に④として、産業振興センターの今後の活用策ということで、1階部分を農産物の加工等で使いたいとかいうふうには前には計画も立てておられたようですが、今どうなっておるんか。さくら市等へ農産物加工品とか出荷する場合も、何かもう家に設備投資をして、衛生基準ではないですけども、HACCPとか、非常に難しくなってきたら、そういう設備とかしよつたら、家ではもう少量、コンニャクとか漬物とかいろんなもんを出すんでも、家おつこうな設備投資しよつたら、そんなんじやもうよう出さんというふうな声も出ているようですが、ここで、産業振興センターに共同で使えるような加工場とかあれば非常に利便性も上がるんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）答弁をさせていただきます。

昨年度、産業振興センターの今後の活用方策について、これをテーマに町民に意見聴取をする会議を2回開催しております。会議の中では、商工会の青年部や婦人会、老人クラブなど幅広い階層の方々にご参加をいただきまして、これはワークショップの形でも実施をさせていただきましたが、様々な意見、アイデアが出てきております。

幾つかご紹介しますと、チャレンジショップとしての活用でありますとか、加工品開発をするとともにふるさと納税への展開、そして、おしゃべりサロン化など、いろいろアイデアが出てきております。

そういう意見を踏まえまして、本年度は、それを具体化して計画づくりに結びつけていく年にしたいと考えておりますので、産振関係の補助事業を活用しまして、これは町なかの活性化も含めて、この産業振興センターの在り方等をちょっと検討する、事業の中でやっていく計画をしております。その計画づくりを進めていく中では、センターの活用方針が決まりましたらやはりハード整備も伴ってくると思いますので、そのあたりも含めて、有利な事業の選択も含めて、本年度、事業化に向けた検討の年というふうな位置づけにしております。また委員各位のほうからご提言、ご意見がありましたらよろしくお願ひしたいと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）産業振興センター、2階も、観光協議会の事務所が入っている横も広くまだ空いており、下も非常に広く空いておるし、調理場等も広くあるんでやはり早く、下なんかもチャレンジショップとかやったらもうすぐに使える状態とも思われるので、1

年1年待つんじゃないしに、やはり町のほうからも提案しもって、こういうふうにする人おいたら、ちょっとチャレンジやから試しに半年でも1年でもやってみるかよとか、加工場なんかも、これ良心市とか出して、少量を出している人じゃなかなか、個人個人じゃ加工場の整備も難しいと思われるんでやはり町のほうで整備しておいて、レンタルとか管理任せてやってもらうというふうに、ある程度、町もリードしもって、提案しもってやっていかんと。

それと、いろんな協議団体もいっぱい入っているのと、様々ないい意見、アイデアも来ますけれども、それをどういうふうに取り入れていくんかとか、協議が長引くとまた時間的にももったいないんで、屋根の防水工事とかいろいろ直し、また上の駐車場も広く整備もしたので一日も早い有効活用を図って、町民の方の利便性、活性化、休憩所というふうになれば非常にいいと思われるんで、また上、木曜日には木曜日とか出ているんですけども、あそこもちょっとテントか何か雨の当らないような設備とかも、あまり費用をかけないで何か対策しておければなおいいんじゃないかと思われまますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）答弁をさせていただきます。

産業振興センターの活用方法につきまして、様々な意見を現在取りまとめる段階になっております。その中では、一定、町の方向づけといいますか考え方も示すべきという、そういう発言がございました。それにつきましては、やはり産業振興センターの設置目的、これは条例のほうで設置及び管理条例がございますので、まずはその設置目的に掲げられております、地域の食材供給や販売、特産物の開発等というような目的が定められておりますので、その目的に沿った形での利用方法が基本になってくるんだろうというふうに思っております。

その基本方針の中で、住民の皆様から出てきた意見をいかに酌み上げて事業に反映させるかというところが、今、検討課題となっておりますので、そういう形の基本を持ちつつ住民の意見を反映させて、より利用しやすい施設の形を目指していきたいと思っておりますので、またよろしくお願ひしたいと思っております。

あと、上の交流広場、駐車場で主に今、使用しておりますが、テント等の設置もご提案いただきました。そのあたりはまた今後の検討課題として、いろんな利用の仕方も含めて考えていければと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）産業振興センター、その設置条例がずっと眠ったままになっているんで、全然条例が生かされていないんで、やはりこれを早く、今年は計画して来年からは部分的にでも動き出すというふうにはやらず、すばらしい条例があるんですけども閉じたままになっているんで、条例と現実があまりにも離れ過ぎておるんで、やはりこれを一体化して条例どおり活躍しておるねというふうには、町民の方と協議しもって力を合わせて

やっていくということが非常に大切だと思います。

次にいきます。

次に⑤として、町職員の接遇とかも言われておりますが、やはり業務も人員の少ない中でやっておられると思います。今、本町の場合はいろいろ、保健センターとか教育とか、部署とかも非常に飛び飛びになっておりますので、庁内に来られたらちょっと、ウロリじゃない何か簡単な乗り物みたいながよそでは取り入れられているようなところもあるんで、ちょっとしたシニアカーじゃないですけども、2人乗りぐらいの乗り物みたいなもので、来た人がまた次の部署に行く場合にはちょっと誘導してやるとか、接遇も兼ねながら、また町民の方の利便性、役場へ来たら案内の人もおつてというふうにすると非常に、本町の場合は、案内の人が一人とかおるとほかの職員の方なんかにも仕事に集中できるんじゃないかとも思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

接遇につきましては、議員ご指摘、厳しく受け止めたいというふうに思います。

私、就任したときも、それから昨日も言いましたけれども、仕事始めのときも、それから年度初めのときも、接遇の話をさせていただきました。やはり町民の皆様が窓口に来たとき、それは役場1階だけじゃなくて全職場になろうと思いますけれども、そこにおいでたときにまず、みんな、今もうどうしてもパソコンを使って仕事をしていますけれども、一度、顔を上げて挨拶してくださいと。そして、行き先に迷っているようでしたら、一番近い人が要件をお伺いしてその担当に引き継いでくださいということ、その時々において職員に徹底するようにお願いしてまいっております。まだまだ不十分というご指摘だろうと思いますので、これについては引き続き改善に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり改善もしながら、また処遇の方にも過度なストレスにもならんようにバランスを取りもって、仕事も業務もあり、町民の方の対応もある。やはりみんなに見られながらやる仕事というのは非常にストレスがある面もありますので、そこをバランスよく対応するのが非常に大事ではないかと思われます。一番は、町民の人が来てよかったと笑顔があり、また、働く人も働きがいがあつてよかったねというふうに持っていきべきが大事じゃないかと思えますので、そのバランスを取りながらやってもらいたいと思います。

○議長（岩本誠生君）次へいきますか。

○2番（大石教政君）じゃ、次へいきます。

次に⑥として、人口減少、少子高齢化社会の中での支え合い、活気ある健康的なまちづくりへ。町長としては、これは日本全体とか本町にとっても非常に大事な問題と思われていますが、やはり少子高齢化の中で、今、本町でも外国人の労働者なんか増えてきておると

思われますが、本町としてもどのような重点対策を考えておるんかお伺いします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）外国人労働者の件については、すみません、通告になかったものでそこまで考えておりませんでした。

このご質問に対しては考え方だろうというふうを受け止めました。年齢とか性別とか、障害があるとかないとかにかかわらず、誰もがお互いに尊重し、支え合い、生き生きとした生活を送ることができる社会、暮らしやすい社会を目指すという、これは共生社会ということではないかというふうには私は理解をしました。共生社会を実現していくということが重要ではないだろうかというふうに思います。

地域などのコミュニティーも重要な役割を担っていただいておりますし、議員のご指摘のとおり、人口減少や少子高齢化の中で、そういった地域コミュニティーでも限界も生じております。行政のそれぞれの施策は、この共生社会につながるものだというふうにも考えております。支え合い、活気ある健康的なまちづくりの実現というご指摘でございますが、私も、それに向けて行政の施策を展開していくとともに、地域などのコミュニティーですね、地域の皆様とも連携しながら、そういった目的をもって取組を進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）2番、大石教政君。

○2番（大石教政君）やはり少子高齢化、気長く、これも本当に取り組んでいかんと、すぐに解決策があるわけでもないんで、引き続き、気長い、粘り強い取組が非常に大事やと思われま。

次にいきます。

○議長（岩本誠生君）あと5分ですから、時間割りをよく考えて。

○2番（大石教政君）まだ5分あります。

○議長（岩本誠生君）5分しかないですから。

○2番（大石教政君）分かりました。

次に⑦として、環境対策として、今、原油とかエネルギー価格も上がっておる中で、薪ボイラーとか木炭の普及取組、また、薪でボイラーしもって発電とかもできるようなものもあるようですが、まき発電とかバイオマス発電でお湯も取り出しもってできるということで、災害用とかでも取り入れておるところもあるようです。本町としても、やはり森林資源の活用、あと、薪とか灰とかは肥料とか殺菌作用もあるとかいうことですから、これは取り組んでいくことに意義があるんじゃないかと思われま。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）2番、大石議員の質問の薪ボイラーと木炭の普及の取組という状況のところを報告させていただきます。

まず、薪ボイラーですが、秋から冬、また春にかけて、利用することが多いかと思われま。

で、なかなかそういった確保するところに課題があるということです。また、木炭につきましては、本山町の山あいには、広葉樹が大体中心になるかと思うんですが、その一定量がなかなかないというところもあることと、炭職人というところの話で言うと、炭を売るところの職人さんが少ないということで、直ちに普及ということは難しい状況です。

一方、先ほど議員からお話がありましたが、薪ボイラーと木炭の利用は森林資源の活用を生かす取組となり、これは、大きく言えば人と自然のつながりを再生するような取組で、先ほど言われましたとおり、地域活性化になる取組となることが言えると思います。

本山町だけではないんですが、森林が多い市町村ではその森林循環サイクルというものがあります。森林の資源を利用するということの話で言うと、このサイクルを構築する上では、一つは、地球温暖化の防止や豊かな持続可能な社会というものへの転換の貢献につながっているとも言えると思います。このことから、環境対策の一端につながるという理解は私のほうでもしております。

直ちには難しいんですが、昨日ですか、一般質問の中でも、森林ビジョンの中に、柱の中の細部にわたるところに、薪ボイラーとか木炭というような言葉がありました。化石燃料を使わず、森林循環から環境対策に波及することから、関係担当者、林業担当者と連携しまして、取組内容について検討を進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 2番、大石教政君。

○2番（大石教政君） 今、非常に物価高とか燃料価格とか、補助金とかあってちょっと落ち着いている状態ですけども、まだまだ燃料とかも量も入ってこんようになるかも分からんし、値段もなかなか、皆、食べるものを買っていたらもう燃料のほう、よう買わなくなってきたりする場合もあるんで、やはり町にある資源を有効活用して、まきとか本町には豊富にあるんで、今までは安く燃料が入ってきたのでまきとか炭がちょっと下火になっておったが、燃料価格がまた逆転してきたら、これは、使える資源がまた巡ってきておるんじゃないかと思われます。車なんかも、木炭自動車の時代がまた来るかも分からんので……

○議長（岩本誠生君） 質問者に申し上げます。時間が来ました。ダイアライトの実験がありますので、10時5分まで休憩します。

それでは、これをもって、2番、大石教政君の一般質問を終わります。

暫時休憩します。

休憩 9：50

再開 10：00

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君の一般質問を許します。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） 6番、一般質問を行います。

今期4年間の最後の一般質問となります。多少厳しい質問になろうかと思いますが、答弁は簡潔にお願いしておきます。

四季菜館の処理については、細川町長は、れいほく地域振興株式会社四季菜館を平成30年3月から閉鎖したまま、平成29年度の収支報告を職務怠慢とうその答弁で、地方自治法243条の規定義務を不作為による法令違反を犯したまま辞めていかれました。

これは、議会がただすことができなかつたことが大きな要因でもあります。したがって、このような難題を澤田町長が抱え込むことになり気の毒とは思いますが、澤田町長は12月16日、初登庁で、役場全体で取り組むもの、まず法令規則の遵守を強固にすることが土台となると訓示を述べられておりますので、地方自治法243条の規定義務の遵守履行違反、四季菜館の処理をこのままほったらかしていくことはできないと思いますので、伺いました。

3月議会で伺った要点を述べさせていただきます。私は、平成22年の議員当時に、四季菜館が株式会社になった経緯を詳しくは知りませんでした。ところが、四季菜館の経営が思わしくいっていないので経営状況について町長に尋ねたところ、町からの出資金1,000万円は赤字補填、さらに1,000万円以上を金融機関から借入れ、2,000万円以上の赤字を抱えての自転車操業であることが分かりましたので、詳細な収支報告を求めましたところ、元今西町長は、他の法人の内容につきましては詳細にわたっては権限外でお答えできません、このような答弁を繰り返しましたので、町長は自治法243条の3をご存じですかと尋ねますと、答弁をされません。

議長が当時の澤田総務課長に尋ねると、243条の3は議員のご指摘のとおりだと思いますと答弁をされたことで、町長の、他の法人の内容につきましては詳細にわたっては権限外でお答えできませんと繰り返した虚偽の答弁が明らかになりました。

あとは、議会が町長の在任中に事の真相を明らかにして町民に報告する義務があるにもかかわらず、議長が事の真相を究明せず放棄しましたので、私は、やむを得ず、町長の第3セクターに対する地方公共団体の関与、町の議会に対する毎年度経営状況の提出義務（243条の3）を認識していなかったとする本山町長今西芳彦氏の責任、総務課長澤田和廣氏の平成24年4月1日から平成25年3月31日まで、自治法243条の3を認識していたにもかかわらず、住民、議会への報告義務を履行してこなかった不作為を求める司法の見解を求めて、25年11月11日に高知地方裁判所に訴訟をいたしました。

訴訟は受理され、口頭弁論では、私の訴えを不法な訴えで、本件訴えを却下する答弁書

を弁護人を立てて提出し、全面的に争う姿勢を示しましたが、判決の出る前に今西町長は、地方自治法243条の3に規定する義務を怠っていた違法を認めて謝罪することで私が訴訟を取り下げ、平成26年3月議会で、自ら給与1か月分の10分の1の減給、それと、議会で承認された、2人の弁護士に裁判費用、着手金が町費で52万5,000円支払っている事実があります。

その後、4年間の運営はずるずると来て、平成30年3月から閉鎖したまま、いまだ平成29年度の収支報告が出ていない状況であります。さらに、ずるずると来た要因は、元今西町長と澤田和廣氏が地方自治法243条の3の規定義務を怠って高知地方裁判所に訴訟されたことが始まりであります。

次に、今西町長が平成28年2月16日、公認会計士真鍋清氏にれいほく地域振興株式会社四季菜館の経営診断報告書を依頼した報告書の中では、赤字の原因について、れいほく地域振興株式会社は、設立後、現在9年目であるが、設立以来、一度も営業損益が黒字になっていないこと、平成28年3月までの累積赤字は3,825万円になる、実質的には町からの指定管理料を通じて町民の税金で負担してきたことになる。さらに、経営責任者不在については、運営上の重要事項を協議するための取締役会が開催された形跡がないにもかかわらず、本山町議会も監視、チェックを怠ってきたと、はっきりと本山町議会の責任を指摘しています。

さらに、事業継続の危機については、資産マイナス負債、純資産がマイナス、すなわち債務超過であり、倒産状態と認識すべきであり、財政支援の保証なくして事業の継続は困難である。既に本山町の株主としての持分はゼロであり、解散する場合、負債のみが残る。要するに、100%町出資の本山町の子会社が経営に失敗したという事実であり、町長並びにこれを容認してきた町議会の責任とも言える。

次に、株主資本が半減したとき、さらに債務超過になったとき、重要な経営判断をすべきであったが、抜本的な対策もなく、補助金の投入により経営を継続してきた責任は、町長、議会にある。さらに、取締役会の機能を果たしていない、借入契約などについて審議された形跡がない、既に倒産状態、自力再建は不可能と診断されています。

この公認会計士真鍋清氏の経営診断報告書は、町からも議会からも住民の皆さんには公表されることなく、既に倒産状態、自力再建は不可能とされた運営を、議会は役員を送り出し、町長とともにずるずる自転車操業を続け、さらに1,500万円を多くの議員の賛成で貸し付け、操業を続けたまま辞めていったのが元今西町長。それを引き継がれた前細川町長は、れいほく地域振興株式会社の指定管理を1年前倒しをして打ち切り、四季菜館を平成30年3月から閉鎖したまま、平成29年度の収支報告を履行されないでほったらかして辞めていかれました。

1,500万円の貸付けについては、違法な公金の貸付けとして反対された議員がいたにもかかわらず賛成された議員は、違法な公金でない根拠も明らかにしないまま賛成されています。違法でない根拠については、賛成された議員各位に反対された理由を明らかに

していただくように手紙を出して返事を求めましたが、一通も返事は返ってきません。さらに、地方自治243条の規定義務を遵守履行しない不信任動議が上程されましたが、これも否決されました。

私は、前今西町長が落選後の12月定例議会の一般質問で、4年間ほったらかした理由と責任について求めました。細川町長は、4年間ほったらかした理由と責任については触れず、方針を示さなかったのではなく、取るべき手だてがなかったと明快にお示しをし、ほとんどの議員はこれにご理解をいただきましたが、北村議員に理解をいただけないのは本当に残念であると答弁をされています。

しかし、このたびの町長選挙に、取るべき手だてがなかったと理解された議員の中の一部がおそろいで応援されましたが、結果は、細川博司氏と応援議員のタッグは、町民の皆さんの賢明な判断で再選を許しませんでした。澤田町長は、このような状況を踏まえ、まず4年間ほったらかしている原因と責任の所在を明らかにして、町民の皆様へ報告しなければならないと考えますと申し上げ、明快な答弁を求めました。

そこでお聞きいたします。町長の答弁を幾つか確認させていただきます。

私が総務課長に異動になった際に、この地方自治法243条の3の2項の件について北村議員から質問を受けました。北村議員もこの本通告書に書かれておりますが、私はその際、地方自治法243条の3の2項の規定を承知しておりましたので、そのように答弁し、当時の町長に対しましてもその旨を話したというふうに記憶をしております。当時の町長はその規定を理解され、議会に対し書類提出ができていなかったことを陳謝し、減給の処分を自らに課したのではなかったかというふうに思いますと答弁をされていました。

そのように答弁した、その内容をまず伺います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）6番、北村議員に対して答弁を申し上げます。

そのように答弁したという、そのようにとはどういうことかということでございます。これは、地方自治法243条の3第2項「普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。」ということ、そのようにというふうに表現をいたしました。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）いや、そのようにと答弁された、ただそれだけを聞いています。そのように答弁をしたと、その内容、もう一度、分かりやすく簡潔にお答えできませんか。私には分かりませんね。

○議長（岩本誠生君）今、答弁をした内容でいいんやと思いますが、もし伝わっていなかったらいかんので、町長、再度。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

そのようにという、そのというのは何を指しているかというご質問だと思います。地方

自治法第243条の3第2項のことをございます。

○6番（北村太助君）議長、町長だけにしか質問せんで、町長、ちょっとうつむくのでちょっと聞きづらいんで、マイクをもうちょっと近う寄せていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）マイクをそんなら。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）次に伺います。

規定を理解され、規定とは、地方自治法243条2項のことですか、伺います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）そのとおりです。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）次にお伺いしますが、当時の町長はその規定を理解され、議会に対し、書類提出ができなかったと、できなかったことを陳謝し、減給の処分を自らに課したのではないかというふうに答えています。

ここなんですが、町長が、ご自身が司法に訴えられていたことをご存じの上、このような答弁をされたのでしょうか、伺います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）町長というのは私ということでしょうか、それとも当時の町長ということでしょうか。

○議長（岩本誠生君）多分、質問の趣旨は、澤田町長が、今西町長が訴えられたことを知っておったかどうかということだと思います。

○町長（澤田和廣君）当時、もう10年以上前、10年以上になるんですかね、近くになるかと思いますが、そのときのことについてつぶさには覚えておりませんが、当然訴えられていたということは承知した上での発言だったというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それでは、町長は高知地方裁判所に訴訟されていたことを知っていたということで確認してよろしいでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）その当時は承知していたというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）では伺いますが、澤田町長は、訴訟されたてんまつを一部始終知りながら、当時の町長はその規定を理解され、議会に対して書類提出ができていなかったことを陳謝し、減給の処分を自らに課したのではなかったかというふうに思いますと。どうしてこのような答弁をされたのですか、不可解ですので、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私の答弁の趣旨は、当時、私は北村議員が書かれているとおり、私は、地方自治法の243条の3第2項についてその質問を受けた際には承知しておりまし

たので、町長に対して提出する、先ほどの第2項「毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会」というのは、3月31日に年度が終わりま
すので、「次の議会」というのは、その翌年の6月議会に「経営状況を説明する書類を作
成し、これを次の議会に提出しなければならない。」というふうに規定されていますとい
うふうに町長に話をしたと思います。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それは明快な答弁にはなっていませんよね。知っていたと言うんで
しょう。先ほど長々しく私は現状を述べましたね。訴えられたのは町長なんです。これも
今、認めた。243条で訴えたということを今認めたわけでしょう。地方裁判所に訴訟し
たことを知っているの答弁かと求めたんやから、知っていたということでしょう。知っ
ていたから言っているわけですよ。一部始終知っていたのになぜそのような答弁をされたの
か。私がそういうふうに町長に言ったので、町長が自ら議会へ提出したと、これは全然誤
りですよ。そうじゃないわけでしょう。先ほど読み上げましたでしょう、私。判決の出
る前に町長はそれを認めることで私が了解して、それを取り下げてやったわけでしょう。
そうしたら認めているわけよね。この不作為で訴えられたのは町長自身ですよ。先ほど
認めたでしょう、それ。認めていないんだったら、もう一度、認めていない理由を説明し
てください。

○議長（岩本誠生君）町長というのがこんがらがっているんで、元町長の意味ですね。元
町長がということで訴えられたのを現町長が知っておった。当然その答弁をしましたね、
知っておったと。そのことも含めて、町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

当時の町長が訴えられていた、私も含めてですね。私は総務課長でございましたけれど
も、それから、私の前の総務課長も3名、訴えられていたというふうに思います。それは
承知をしておりました。それを受けまして、243条の3第2項については、これは当時
の町長に、この書類は提出する必要が規定されていますという話をしたということござ
います。その後、毎会計年度の次の議会に対してその書類は提出をさせていただいており
ます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）私、初めから言っているでしょう、簡潔に答えてくださいと。質問
については私はもう簡潔に質問しているわけです。だから、先ほどからずっと述べてきて
いるように、町長は自ら議会に謝罪して減給処分をしたと言っているわけだ。事実はそう
じゃないわけでしょう。

全然理解できない。先ほど長々しく述べたでしょう。訴えられたのは今の町長本人なん
ですよ。先ほど言ったでしょう。町長は知らんと言いつつ切ったんやからね。不作為にはなら
んわけです。不作為というのは、それを認めていた人を訴えるわけですから。澤田町長は

総務課長であったときにそれを認めたわけや。認めたから訴えたんや。そやから、訴えられたことを事実か事実でないかももう一度はっきりしてください。そうせんと曖昧な答弁になります。

○議長（岩本誠生君）ちょっと待ってください。

論点整理のため暫時休憩します。

休憩 10:29

再開 10:39

○議長（岩本誠生君）それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

6番、北村太助君、一般質問を続けてください。

○6番（北村太助君）だから、もう一回蒸し返しになりますよ。では伺います。

澤田町長は、訴訟されたてんまつを一部始終知っているわけでしょう、認めたからね。そうしたら、当時の町長にそのように何で言われたか。遠回しに、何でそんな事実でないことを。町長は、自ら243条を私が言ってあげたから、自ら議会に出して減給を求めたと言っている。そんな遠回しな言い回しをすることはないでしょう。それがどうしてこういう答弁をしたかを聞いているわけです。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）それはもう繰り返になりますので、私には議案の提出権が当時はありませんでしたので、243の3第2項について提出する必要があるということを当然、当時の町長に話をして、町長は理解された。その不作為ということについて北村議員が言われる意味は、その当時の総務課長は出さないかんということを知っているのに出さなかったと、だから不作為だというふうに言われているんだろうと思いますけれども、私には総務課長の当時にその議案を提出する権限がなかったということ、それだけははっきりしておかないと、私が議会に議案を出さなかったというのは僕は違うというふうに思っております。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それでは引き続き聞いていきます。

町長は、知っていたということで聞きますけれども、私に反問権を行使して、こういうことを言われています。北村議員が昨年発行された議会報告でも同様なことが書かれています。その件につきまして町民の皆さんからお叱りを受けました、こういうふうに答弁されています。そうすると、このお叱りをされたことに対して町長はどのように返事されましたか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私には議案の提出権がないということをお話をしました。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）いや、それでは答弁にならないでしょう。聞かれたわけでしょう。だから、ここで書いているように、報告書でも同様なことを書いているということは、私が書いたこれでしょう。そうしたら、認めているわけやから、どういうふうに答えられたの。お叱りを受けたわけでしょう。どういうお叱りを受けたんですか。自分もこれを知っているわけでしょう。知っていたら、先ほどから認めている訴訟された本人ですよ。どう答えられますか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）おまえが出さんかったのかと言われたので、いや、私は出す必要があるというふうに認識していたと。ただ、私にはその議案を提出する権限はないということをお話ししたと思います。

○議長（岩本誠生君）自治法上はそうなりますね。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）だから簡潔にと言っているでしょう。これを見て知っていたわけでしょう。さっきからずっとやってきて知っていたわけや。これを見て知っていたわけでしょう、この中へ書いているから。これ読み上げませんけれども、内容はご存じなわけでしょう。そうしたら、お叱りを受けたんだったら、お叱りというのはどういう言葉ですか。おまえ、こんなことをしておったらいかんじゃないか、これは本当かうそか、どっちやねんと言って聞くやろう。それを聞いているわけです。大事なことやこれ。知っていたら、知っていた、報告せないかん。知らなかったら、知らんという報告をしていいんやから。知っていたんやから、どうのように答えましたか。

○議長（岩本誠生君）その件は個人的なやり取りになりますので、どうなんでしょうかね。個人の会話でしょう、それは。町長がもし答えるとすれば答弁を求めますけれども。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）さっき反問権の話も出ましたので、それも。私を訴えたと。それでこれがどう……。訴えられたのは本人であると。（「お叱りやでね」の声あり）それはいいんですけれども、そのときに、243条の3第2項の訴訟対象に、私は総務課長でしたけれども、当時。訴訟対象になるんでしょうかというのは、議長にお許しをいただいて反問権を使わせていただきました。

なぜかという、第2項は「普通地方公共団体の長は」ということになっておりますので、当時、私は総務課長でしたので、それは訴訟対象になるんでしょうかというのが分からなかったの、北村議員に反問権を使いました。

それともう一つ何、住民の方に言われたのは、おまえが出さんかったのかというふうに言われたので、私は議案を私が出す権利がないので、ただ出す必要性はあるということは、当時の町長にそういう話をしましたということを話をした覚えがございます。それでよろしいですか。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）いや、それは明快な答弁になっていないわけよ。けれども、ここは先ほどで認めたということやから、この認めた、認めんを確認する非常に重要な部分であって、これは認めているから、そこの対話では突き詰める必要がなくなったんで先へ進みます。

そこで、さらにその反問でどう言うているかということ、私が243条の3の2項の訴訟対象になるのかということについては、私はよく分かりませんと言っているわけよ、反問権で。分からんじゃないよ、さっきもう全部分かったね。分かっているのにこういう質問をされたのはどういうことでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）訴えられたことは承知しておりましたが、その243条の3第2項の不作为の訴訟対象に私になるんでしょうかと、当時、総務課長でしたので、それを北村議員に反問権を使ってお聞きをさせていただきました。

繰り返しになりますけれども、243条の3第2項には「普通地方公共団体の長は」ということで、中を飛ばしますけれども、「経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会」、というのは、年度が閉まったらその次の議会、臨時議会があればその臨時会、なければ次の6月定例会にそれを「に提出しなければならない。」という規定でございましたので、3人が訴えられたということは当然承知しておりましたが、訴訟対象に私になるのかというのは、十分、私はそのとき理解できませんでしたので、反問権を使わせてもらって訴訟対象になるのでしょうかということ。訴えたということは当然承知しております。訴えられて受理されたんだから訴訟対象になるじゃないかと言われればそうかもしれませんが、私は、243条の3第2項の規定に基づいた不作为を問われる訴訟対象になるかということについて理解ができなかったということでございます。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）だから、初めに確認をしていきようわけですよ、私は。何でこんなことを言うの。てんまつを知っているわけでしょう。先ほどからはっきりしたことでしょ、訴えられた本人は自分でやっている。不作为責任者の、私が訴えた第一人者は澤田町長ですよ。そのことを先ほど認めたんや。だから確認して言っているわけ。なのに何でこういうことを言うの。訴訟の対象になるんでしょうかと。対象になるどころか本人が訴えられているんですよ、これ。だから聞いているわけよ。こういう矛盾した答弁をされているから、どうしたんでしょうかと聞いているだけだ、私は。矛盾しているんです。知っていたら、こんな私に答弁するはずない。その辺をはっきりしてください。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）繰り返しになりますが、北村議員から、当時の町長、それから前総務課長、そして、私、異動で総務課長になりましたので、そのときの私は総務課長、この3名を訴えられているということについては承知しております。

ただ、繰り返しになりますが、地方自治法の規定に基づいた訴訟対象になるのかという

ことについては、私は訴えられたという事実は承知しておりますが、訴訟対象になるのかどうかということについて、受理されているからなっているじゃないかと言われればそれまでかもしれませんけれども、私は、そのとき、その訴訟対象にこの条文を読んでなるのかということについては疑問を持ちました。

○議長（岩本誠生君）これは、いつまでたっても水かけ論的な論争になります。

○6番（北村太助君）いや、水かけ論じゃない、これは。矛盾したことを聞いているんやから。

○議長（岩本誠生君）いや、そうじゃなくて、北村議員、訴訟を取り下げた時点でこの関係については終結しているということではないかと思えますけれども、それは違いますか。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）矛盾したことを答弁されているわけですよ。これは放送で町民の皆さんが全部聞かれているわけです。だから聞いているわけよ。ここではっきりせんことには、聞かれた町民の方は、こういう答弁しているのに北村は何を質問しよんのやろと。ここだけ一つ取っても、私は訴訟される理由、対象者になるんでしょうかと言うたら、聞いた人はどう思うか。北村は変な質問しよるとしか受け取れんよ。そうでしょう。だから、初めから順番に聞いていっているわけ。

こういう答弁をされるということは、自分が訴えられてないということを公表していることになるんですよ。対象になるんでしょうか、それは町長になるんじゃないか。町長はならんと言うている、不作為やないか。町長は243条知らなんだと言うている。知らんものを訴えるわけにいかんやんか、不作為で。分掌責任があるということが分かりませんか。全然矛盾した答弁をされている。矛盾した答弁を住民が聞かれている。だからはっきりしとかないかんと思うて、私、聞きよる。それは答弁にならんですよ、もう一度。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田町長。

○町長（澤田和廣君）どう言ったらいいんでしょう。私は当時、総務課長で異動しにいつて、この問題が出たときに当然、もう繰り返しになりますけれども、地方自治法の243条の3第2項を承知しておりましたので、これは提出する必要があるということを当時の町長に話をしました。

それは、北村議員は私が訴えられていたというふうに言われますけれども、僕はどうしてもそこだけははっきりしておきたいんです。243条の3第2項の「普通地方公共団体の長は」ということで、これは当時の町長に、この北村議員が指摘されている書類については、この規定がありますので提出する必要がありますと私は言いました。

それに含めまして……（発言する声あり）そのとおりです。ただ、私には議会に対して議案を提出する権利というか、当然、議員の皆さんはご承知のとおりですけれども、課長に議案を出す権利はございませんので、これは出す必要があるということを伝えたというふうに理解しています。

北村議員、そこは私は理解していただきたいというふうに思います。訴えられたという

ことについては、私は、当時の町長、それから前総務課長、それから当時の私、3人を北村さんが訴えたということについては当然承知しております。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）全然またひっくり返している、今の答弁ね。訴えられたのは本人やいうことをまた否定したような答弁です。町長を訴えたん違うんですよ、これは。3人が、町長は最高責任者やからそんな知らんことで通らんとということで名前連ねている。不作為は澤田町長なんですよ。分掌責任があつて、それを知らずして報告していないというのは、責任があるから、その責任の所在を訴えたんや、私は。それをまたひっくり返すようなことを言うているわ。どうしますか。

○議長（岩本誠生君）その訴えそのものが今存在をしていないわけですから、それはもうここらあたりで、北村議員、その事実関係は理解できたから次へ進んだらどうでしょうかね。

○6番（北村太助君）いや、それは罪になったかなっていないかのことを、今、議長は言っているけれども、それは取り下げたらないわね。けれども、これは重要なことなんです。

それで、議長がああいうようなことで妙にこれをはっきりさそうとしていないから……

○議長（岩本誠生君）いや、そうじゃなくて、これ以上やっても、お互いがもう意見が折り合っていないんです。

○6番（北村太助君）いや、分からんかね。初めに言ったことをまた否定しているわけでしょう。訴えられる理由がないということを今言っているわけや。だから私はそのように認識していましたという、全然違う答弁されているやんか。

まあいいですわ。次へ進んでいきます、もう時間もないんで。

それで、澤田町長は今回の選挙で、37年間、住民のために尽くしてきたと言っていることを、前回のときにも自画自賛しているということを私は申し上げました。

そこでお聞きをしますが、町長は、本山町総務課長時代に司法に訴えられた四季菜館の事後処理、住宅資金貸付けの処理も引き継がれた。当時ですよ。重要な時期に総務課長という重責をほったらかして辞めていかれたんです。私から見れば、無責任極まりない職員であったとしか思われません。町長選挙に出馬された理由を、町職員として37年間、住民のために尽くしてきた、これを自画自賛して新聞で公表されたことは、事実を、先ほどからはっきりしましたね、事実。その事実を意図的に、巧妙なテクニックで町民をごまかして得票を得たとしか言えません。さらに、私に対して先ほどから答弁が曖昧になっています。併せて、町職員として、37年間、住民のために尽くしてきたと高知新聞で公表した記事は、職歴詐称または職務詐称記載となるのではありませんか、明快な答弁を求めます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）私の主観でございますので、どう取られるかということについてはそれぞれの捉え方があろうかと思えます。

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）簡潔に答えたね。けど答弁になっていないよ。私の聞いていることは、37年間住民に尽くしてきた、このことを公表したわけです。しかし、実際は違いますよね。一番大事な時期、一番大事な25年、26年、そして四季菜館の問題がこのような状況になっておるときに、ほったらかして辞めていったんじゃないですか。それは辞めていったんですよ、私ははっきりそう言います。重要な時期なんですよ。それを、裁判に訴えられたことまで隠して……

○議長（岩本誠生君） ちょっとそれは。

○6番（北村太助君） やったことは職歴詐称と違いますか。235条を読んでもください。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 11：01

再開 11：02

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 四季菜館のことについては、ほったらかしたというふうに今言われましたけれども、私が総務課長になってから、この問題が北村議員から指摘を受けて町長が謝罪した以降、私の総務課長の当時は、毎事業年度の次の議会に必ず四季菜館の経営を示す書類を提出させていただきました。ほったらかしておりません。必ず議会に、それは町長が提出しましたが、私の総務課長の時代にはその書類については提出をしております。

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） じゃ、その提出した書類出してもろても構わんと思いますが、私が言っていることは、職歴詐称、これを聞いているわけです。235条、ご存じですか。やってきたことと、自分が重要な総務課長の時代に訴えられているわけですよ、職務怠慢の不作为で。それを隠しているわけでしょう。尽くしてきたんじゃないですよ、私から言えば。その重要な時期にほったらかして辞めていっているとしたら私は言えません。それだから聞いているやん。235条をご存じですか。

ご存じでないようですので私が説明します。235条は、当選を得る目的で候補者の身分、職業、経歴などに関して「虚偽の事項を公にした者は、2年以下の禁錮又は30万円以下の罰金に処すると。これにならんのですか。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 私の主観的な部分だろうと思いますので、私としては、詐称した、これは公職選挙法の規定を言われているんだろうと思いますけれども、には、という認識は当然私にはございません。

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） 認識の問題じゃないです、これ。認識がないとかあるとかいう問題じゃないです。そんな問題やないですよ、町長。

先ほども言いましたでしょう。こういう37年間も尽くしてきた言うて、それを見たら、いやあ、この人は真面目に27年間もやって、さらに東北まで行って慈善事業に参加してきて、立派な人やとしか思いませんよ。そうすると、住民をだました結果になるんじゃないですかと聞いている。だから私はきつく言っている。新聞にまで公表したことやから、それは職歴詐称じゃないですかと聞いている。

さらに言いましょうか。これまで自分の言ってきた職務経歴を偽る行為は職務詐称じゃないと。こういうことまで法律には、いろんな経験したことが出ているわけや。だから私は聞いているんです。そうでしょう。全然違うでしょう。37年間やってきて、まだ東北まで行って頑張ってきた。ああ、この人やったら本山町任せでも構わんと思うで。そうして票を得たことになるんじゃないですかと聞いている。私にはその認識がなかったじゃ済まん。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） 私の、繰り返しになりますが主観ですよ。私の思いとしては、本山町役場で、住民の皆さんにお世話になりながら仕事をさせていただいたというふうに思いますし、5年間は東北で仕事をしてきました。それが詐称と言われるともうこれはどうしようもないですけども、私はそういう思いで自分の考えを表明したわけで、それが公職選挙法に言う詐称になると言われると、ちょっと私も、その判断は刑法犯になりますので、犯罪者になりますので、それは何とも私がここで言うことはございません。

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） 主観じゃないんです、事実なんです。事実でしょう、新聞にも出したんやし。主観でそんなことを書いても事実と違うわけじゃない。だから私はそこを突いているわけです。それは確かに主観でしょう。主観じゃなければ書けんもんね、こんなことは。ええほうへの主観や。実際は違うわけでしょう。

一番重要な時期に四季菜館のことがほったらかされてきて、そうして自転車操業ということが分かったから私が追及したわけや、どうなっているかをね。その中で町長は、他の法人につきましては詳細にわたっては答えできません言うて繰り返してきたわけです。だから最後に聞いたわけや、243条の3項ご存じですかと。聞いたら、まだそれでも答えん。そうしたら澤田町長は自ら、それはそのとおりですとってん。そのとおりですやったら、分掌責任でそれをせないかん。それをほったらかしているわけや。ほったらかしたから私に訴えられたんや。

これは事実は隠せませんよ。その事実を知ったら町民はそうはいきませんよ。38年間も頑張ってきたと。いやあ、こんな裏があったんかと。だから聞かれたんでしょ。町民の方からお叱りを受けたわけでしょう。そのお叱りを受けたことはどういうことですかと

まで先ほど聞いたけれども、そこは曖昧な答弁ですわな。だから、私はそこが大事なんやと言っている。これ聞かれちゃうわけやろ。私がマホロノサト出したから、こんなことがあったんか、おまん、どうしよったんで。叱りということは怒ることやからね。こんなことを隠しよったんかと言われたんと違いますか。だから聞いているわけよ。職歴詐称は235条でこういうふうに規定されていますよ。

本来ならこの問題を議会が取り上げないかん。私が何か悪い役ばかり取り上げてやらないかん。前に訴えたときもそうでしょう。選挙が近かったから前の議長はほったらかしたわけや。12月やからもう選挙が近かったんや、町長選挙がね。それでほったらかしたから私が澤田町長を訴えたんや。町長を訴えたということはそれだけ仕事をしていないということよ。職務怠慢によるもんよ。知っちゃってせんということは不作為やから。それをまたムニャムニャしているわけよ。それで、それは職歴詐称じゃないか言うたら、私はそないには思いませんいうようなことで、どうなんだ。もう悪い役ばかり私がやらされる。そやから聞いている。これをはっきりせないかん。そうでしょう。選挙で自分のええことばかり言うて、自分の一番悪いことを隠してどうなる。町民だましたことになるんじゃないですか、はっきり言うて。これ、良心があつたら問いただすのは当たり前やないですか。答弁求めます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）どう答弁したらいいのかちょっと自分でも分かりませんが、当時、総務課長のときに、繰り返しになりますけれども、地方自治法の243条の3第2項の提出は、四季菜館はその法人に当たるということで提出する必要がありますということとその当時の町長に話をしまして、ああ、そうなのかということで、当然、3名が訴えられておりましたけれども、町長はそれを謝罪し、提出したということだったというふうに理解しております。

私は、提出する必要があるという理解をしておりましたので、提出しなければならないということをお話をしました。それが詐称と言われれば、それはもうどうなんでしょう、どこで判断を仰ぐんでしょう。刑法犯になれば、裁判で刑法で訴えられるということに包括されるんでしょうか。そういう判断をされる場所があればそういうふうになるんだろうなというふうに思いますが、私は、その詐称をしたという認識はありません。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）まだこれ否定するわけね、詐称したことを。これ何ぼ言うても分からんですか。本当のことを言わず、自分のええことばかり言うて、そういうことを公にしたらいかんか書いてある、235条は。職歴詐称じゃなかったら何ですか。職歴でしょう、37年間頑張った。尽くしてきたんや。頑張らしてもらいましたやないですよ。尽くしてきたということは人民奉仕なんですよ。人民に奉仕する、町民に奉仕する、それを貫いてきたと言っているわけでしょう。違うじゃないですか、事実は。

四季菜館のことで長引いている状況を、これは執行部の責任でもあるけれども、ずるず

ると来て、そうして、先ほども読み上げたように、町と議会との責任があるとまで報告書ははっきりと言っているのにもかかわらず、またずるずる来て1, 500万円も貸し付けて、そうしてまだ収支報告が出てきていないんです。この収支報告が出てきていないということも町長は引き継がれたわけでしょう。

ここで何ぼやってもそれだけの返事しかよう出るので、次へ移っていきますけれども、これは済んだ問題じゃないということをはっきり言うておきます。

○議長（岩本誠生君）次の大項目。

○6番（北村太助君）次じゃない、この問題もう一つ残っている。

それで次に、町の責任の所在については答えていません。だから、責任の所在を明らかにして町民の皆様に報告しなければならないと町長の見解を求めました。町長はどう答えたか。240の3条の2項の報告ということでございますでしょうか。報告できていないことに対して責任の所在ということでございましょうか。それでございましたら、本当に繰り返しになって恐縮ですが、243条の2項に、毎年、度年次報告を法令で定めておられます。だから、経営状況を説明する書類を作成して、これを次の議会に提出しなければならないというふうに規定されておりますので、29年度の財政状況の報告は、次ということですので、平成30年6月議会に報告されるべきというふうに受け取ります。

そうすると、町長は就任されてから6か月近くたちますが、この29年度の報告書はいまだに出されていませんが、その理由を伺います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）平成29年度の会計報告につきましては、243条の3第2項に掲げてありますとおり、「毎事業年度」、だから29年度につきましては、「経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会」、というのは、直近の議会というふうに理解しますので、臨時会があればその臨時会、なければ平成30年の6月議会に提出する。当時の町長が議案として、これは報告案件ですので報告議案として、議会に提出する必要があるんじゃないかというふうに理解をいたしております。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）だから聞いているわけです。本来なら、29年度ですから3か月後には報告ちゃんとせないかんということが今日までまだ来ているから、私が質問ずっとせないかんわけですわ。けど、それが分かっているんであれば、もう6か月たちましたわな。その収支報告を出す義務があるんじゃないですかと聞いている。それを6か月していない理由を聞いているわけです。どうしてしていないんですか。分かっただけじゃいけませんよ、実行に移さなければ。それを聞いています。どうしてこの6か月ほったらかしたのか。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）北村議員のご質問にお答えします。

これは、前町長からも同様の答弁をされておりますけれども、29年度からの決算報告がれいほく地域振興株式会社から提出されておられませんので、報告をするに足る書類がありませんので、これは平成30年から提出をしていないという状況があります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それ答弁にならんよ。町長がしなかったら、総務もあることであるから、分掌責任があるわけでしょう。そして、この問題は、向こうから出てきていないということについてはかなり論議をしてきた。相手から、いつどこで出てきているかと。北村議員にうその答弁やめてくださいということまではっきりしているわけ。さっきも言ったでしょう。それも分かっておりながら打つ手がなかったと言うわけでしょう。打つ手がなかったんじゃないですよ。能力がないからしていないだけのことでしょ、それと職務怠慢。職務怠慢は執行部の中にもあるんですよ。それをそんなことで逃げてどうするの。やればできることでしょう、報告書ぐらい。そんなら、向こうから出てこなかったら永遠に出てこんのですか、これは。そんな答弁、答弁にならんで。はっきりして。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）このれいほく地域振興株式会社についての財務については、私のほうも調査をせんといかんと思っておりますので、それにつきましては調査をしてまいりたいというふうに思います。もう5年ぐらい経過しているんです。というところですので非常に時間かかるかと思いますが、私も、この会計状況については調査をしなくてはならないというふうに思っておりますので、それについてはこれから。今までも、この6か月間ですか、いろんな情報を聞きましたけれども、ただ、経営状況を説明する書類を作成するまでには当然至っておりませんので、それについては調査をしてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）こんな曖昧な答弁しよったら、いつまでたってもこれは帳尻つかん。だからはっきり言うておく。これは、町長がああいうことを言うて、今も総務課長がああいうような答弁しかできんわけ。そうしたら、いつまでたっても出てこんことになる。相手が出てこなかったら出せん言うたら、相手が出てこん。さっきも言うたように、議場で北村答弁でうその答弁やめてくださいとまで来ちゅう。いつ私に請求されたのかと。請求されたものは出てきませんよ。だから言っているわけ。

これは、最後に町長、私たちももう任期が7月で終わりです。はっきりけりつけておかないかん。それまでには作業して29年度の収支報告を出してください。そのことを言うて、これを終えたいと思います。

○議長（岩本誠生君）答弁要りますか。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）29年度の、繰り返しなりますが、その提出については、次の議会

に提出しなければならないという規定だけをご理解をいただきたいと思います。それを出していないということで、5年じゃない、4年ですか、経過しておりますけれども、それにつきましては、私もこれを調査せんといかんと思うていますので。ただ、時間が経過して、関係書類とかいうのを精査すると、現議員の皆様の任期中にというのは僕は困難だというふうには思っております。

○議長（岩本誠生君）次へいきますか。

○6番（北村太助君）次へいきます。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）次に、住宅資金貸付けの問題ですが、これは、先日の13日に執行部と協議をいたしましたので省かせていただきますが、ただ、1点だけ確認をしたいと思っております。

100条委員会報告は、「町長には、この事態を招いた長としての責任は誠に重大であり、行政によって、公正、公平の原則が損なわれたことを認識し、町長は住民及び議会に対し、明解な説明と今後の処理について速やかに方針を示すべきである」となっておりますが、前細川町長は、この条例を遵守せず去りました。したがって、町長はこの履行していないことも引き継がれるとおっしゃいましたので、私たち100条委員会のメンバーも7月で任期が終えますので、それまでに住民及び議会に対して報告を上程していただくよう申し上げて、町長の明快な答弁を伺います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）全員協議会でご議論もいただきましたので、種々の課題があるということをご認識しておりますので、なお検討してまいります。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）次に移ります。

○議長（岩本誠生君）次どうぞ。

○6番（北村太助君）次は、クラインガルテンの問題です。ちょっと早口で行かないと時間がなくなりましたから。

3月議会で、私たちが目指す日本で最も美しい村づくりについて、本山町南部は県下で典型的な棚田が存在し、良質米が取れる穀倉地帯で、豊かな自然に恵まれた地域であります。その南部地区の棚田と風景・景観を整備し、有機農業の里オンリーワン、いや、日本一に育て、本山町を日本で最も美しい村、有機農業のメッカとして磨き上げ、本山町の安全・安心な食材を買ってくださった人々、ふるさと納税に寄与された人々が一度は訪ねてみたいと訪れてくださる。その人たちがリピーターにもなり本山町のよさを人々に伝えてくださる。訪れた方々は有機農産物を買ってくださる。本山町が都会の人々の安らぎを求めるアルカディア、ふるさとアンド観光地として訪れていただく。このような日本で最も美しい村を構築する提言をしました。

町長は、「一度は訪ねてみたい、また安らぎを求めて訪れてくださる町を目指していき

たいというふうに、それは同感でございます。そのためには、そこで生活する町民の皆さんが、そのようなまちだと実感できる町でなければならないというふうに私は思っています。議員の目指す方向性、素晴らしいと思います。ぜひ一緒に、地域から広げていってほしいというふうに思います。町としまして、できることを取り上げていくということ、提言をいただきましたものについて、できることを取り組んでいくということを受け止めたい。」というふうに答弁されています。

さらに、観光政策の取組については、クラインガルテンの3町歩はワーキングホリデー、農業移住者のお試し滞在型施設、放棄地のところを貸し農園に整備し、日本で最も美しいオンリーワンを目指したセンス・オブ・ワンダー構想。並びに、大石と吉延の棚田をつなぐ橋を上流に架ける。そうすれば、吉延と大石のクラインガルテン、センス・オブ・ワンダー、棚田の四季の景観、春、秋の児童の遠足コース、棚田観光ツアーなど多岐にわたって利用できます。

とりわけ、児童の遠足コースの意味は、センス・オブ・ワンダーの著者、レイチェル・カーソンは、知ることは感じることの半分も重要でないと言っています。すなわち、子ども、少年期に感性を養う大切さを述べています。さらに、興業登録を申請して取得すると観光ツアーを企画でき、旅行会社に依頼すればお客さんをよこしていただく仕組みも活用することを提言しました。

町長は、「クラインガルテンの3町歩のことですけれども、予算との兼ね合いもございませぬけれども、」ここ大事なんですよ、「管理委託料の中でできることがあるのではないかなというふうにも思いますので、検討をしてみたいというふうに思います。」と答弁されています。

町長、先日5月30日、高知新聞で「棚田遺産の景色堪能」、土佐町高須50人ウォーク。約10キロウォーキングイベントが行われていますという記事が取り上げられていましたが、見られたでしょうか。この地区は、本山町の南部と同じく棚田遺産に選定されたところでもあります。土佐町は、これを生かし取組を早々に行っています。

私が以上伺ってきた提言は単なる理想ではありません。やればできる企画であります。私は、70年前の先人が築き上げたまほらの里、大石地主の棚田風景・景観を知っています。ところが今、残念ですが見る影もありません。その理由は、戦後、化学肥料が使用され、草刈り場に植林したことが主な原因であります。しかし、町外から来られた方は、棚田を見て、いいところだなと褒めてくださいます。したがって、この里を日本で最も美しい里に再生する提言であります。この間の進捗状況を伺いますと通告をしていますが、町長は、管理委託料の中でできることではないかと言われていました。

この間、頂きました資料でいろいろなことが分かりましたので、順次伺ってまいります。まず、その管理委託料382万5,000円を組まれた資産内容を伺います。

(「議長、資料の配付をさせていただきたいと思います」の声あり)

○議長(岩本誠生君) まちづくり推進課長のほうから資料がありますので、暫時休憩しま

す。

休憩 11:33

再開 11:34

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）6番、北村太助議員のご質問に対しまして補足説明をさせていただきますと思います。

このクラインガルテンもとやまは、指定管理のほうで管理を委託しております。その382万5,000円の内容、内訳について問われておりますので、まず、それにつきましてご説明をさせていただきますと思います。

お手元のほうに、クラインガルテンもとやま、これは大石地区のほうにありますが、その図面をお渡ししております。全体で約3町歩の面積で施設が設置されておまして、おおむねこの広い、黄色い範囲の部分が管理区分ということになっております。

主にその382万5,000円のほうで管理業務という形で、これは、管理棟をはじめ、その下に宿泊棟、これは町営住宅という形で利用しておりますが、それに対します水道をはじめとする施設整備の点検、園内の見守り、草刈り作業、園内道路、アクセス道路の落石の撤去、清掃、ごみ処理等々、定期的に管理業務を行っております。

また、収穫棟利用者とのコミュニケーションでありますとか、これは、クラインガルテンには農地が付随しておりますので、その農地を営農するための農機具の貸出しでありますとか栽培指導、定期的なイベントの実施等、指定管理者のほうで企画運営をしていただいております。また、その内容をフェイスブックやLINE等を通じて情報発信をしておるといことで、それを見た方から現地視察でありますとか、見学の希望があります。そういう対応もさせていただきます。

続いて、管理棟のほうであります。これは一番上側に管理棟が設置されておりますが、管理棟の建物のほうには会議室とかトイレとかいう設備がありますが、その管理棟の設備の管理でありますとか、先ほど言いました訪問者や移住希望者等、また住民の方の交流の場としてこの管理棟を日々定期的に管理しながら、その利用をする地域交流の拠点となっております。

また、宿泊棟の建物の……（「簡潔に言うて、時間ないから。382万5,000円だけでええ」の声あり）そうしたら、そのような様々なこれを管理する活動に対しまして委託料という形で、先ほど言った金額で管理運営をしていただいております。また、ご質問ありましたらお答えさせてもらいたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） 多少割愛していかないかんようになった、時間がなくて。

それで、議長に提出しておりますが、たけのこの会の令和3年度の事業報告について伺います。この人件費の役員報酬手当が165万円となっていますね。この大ざっぱなものが了承された理由を伺います。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君） 答弁をさせていただきたいと思います。

議員ご指摘のとおり、人件費としてこの活動に対して組まれておりますが、人件費は、役員報酬という形と、あと、イベントの企画運営でありますとか先ほど言った設備の管理、草刈りを含めて、そういう外注をしてこの施設の管理をしている費用も含まれております。役員報酬としましては、3名の方が役員として活動いただいております、それが72万円、残りは、先ほど言った外へ外注する形での人件費という形で支出がされております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君） 6番、北村太助君。

○6番（北村太助君） ほかの議員には見せていませんけれども、議長には提出しております。これ大ざっぱなんです。議長も見てもらうたら分かると思いますが、どうしてこういうものが受け付けられるかというのが大きな疑問であります。

それで、問題は、令和3年度の収支報告は町には提出されていません。それで、月別事業報告書が提出されておりますので、この草刈りの状況をちょっと伺います。これも議長に提出はしておりますが、時間ないから読み上げませんが、このような内容は随時で、日にちがないんです。そして、若干名で数字が分からない。したがって、日にちと人数と業務時間が分からないので費用計算ができません、これでは。

それと、環境整備の町の試算はどれぐらいになっているかということですが、たけのこの会のイベント料40万円の内訳ですが、これも議長にもう提出をしております。それで、これも問題は、消耗品2万5,000円掛ける12回、30万円となっている。そうして、食料品は10万円で合計40万円となっているんです。しかし、これを見たらもうほとんどやられていないんです。10か月やっているけれども、やっていないのが主なんです。こういうような報告書を了解しているんですか。9月なし、10月なし、11月なし、そして12月なし、1月なし、2月なし、やめているわけです。何日もしていないのにどうしてこういう計算になりますか。全部に2万5,000円掛ける12、30万円、こんな雑な報告書を認めたわけですか。認めたことになっちゃうから、理由だけ説明してください。

○議長（岩本誠生君） まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君） 答弁をさせていただきたいと思います。

まず、草刈り作業につきましては、指定管理者のほうで随時草刈りを、先ほど言った範囲の中でやっております、1時間1,000円という時給の単価で計算をして、毎月、

定期的に支払いをしております。先ほど北村議員がおっしゃったのは、恐らく月別の報告書の中でそれが随時であったり数名というような書き方で、ちょっとそこが、かっちりした人数の報告が出ていなかったということであろうかと思いますが、これは、最終的な決算のところでは時間数とか計算して報告をいただくようにしております。

あと、交流事業につきましては、それぞれ事業計画の中では、4月から3月の12か月間に月1回、中のイベント事業をやってその交流活動を深めるという計画を立てておりますが、この2年度、3年度にかけて、コロナの関係もありまして、イベントのほうは十分実施されなかったものもあると聞いております。地域住民を中心とすることができるイベントは実施をしておるといことでありますが、そのイベントが少なくなった分は、草刈り作業でありますとか森林整備、そういうような活動に振り替えて、コロナ禍の中ではそういう活動に重点を置いたような形で事業を運営していただいて、年間事業費の中で指定管理の目的に沿った対応をしていただいております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それ答弁になっていないですよ。議長にも渡しているように、12回、イベント料というのは40万円食われているわけよ。やられているのはたったの4月、5月、6月、7月、8月です。これ、人数合わせても少ないものです。4月は9名、5月は6名、そして6月は10名、7月は20名です。それで8月は15名、これで40万円ですか。どういう点検をしたんですか。こんなことがまかり通ってはいかんと、こんなルーズな。

もう時間ないんで次移りますけれども、これはまたおいおいやれることですが、今日聞いておきたいことは、たけのこの会の規約です。これ見てください。町長にも渡していますから、これ聞きますよ。たけのこの会の設立年月日はいつです。それ見たら分かるでしょう。日にちがないろう。

○議長（岩本誠生君）ありませんけれども、これは途中までじゃないですか。10条で終わっていますけれども、役員で。あと、会計年度とかそういうことがあって、この後ろにもう一つあるんじゃないですか。

○6番（北村太助君）いや、もう時間ないでゆうていく。次に行く。

○議長（岩本誠生君）この契約ではないです。

○6番（北村太助君）これ日にちがないんです。それと、規約の町への提出日は何月何日でしょうか。この規約が提出されたのは、向こうから、いつですか。それは分かるか。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）答弁をさせていただきます。

本クラインガルテンの事業を指定管理が開始されたのが平成30年6月1日からということになっておりますので、その6月1日から指定管理が始まっておりますので、その手前でこの書類、指定管理関係の契約等のサインが提出されたものであるというふうに認識

をしております。（「もう1回、30年の5月」の声あり）平成30年6月1日から指定管理が始まっておりますので、その手前の恐らく5月に提出されたものと思っております。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）この定款とか規約とかいうものは、応募をしたときに審査の中で出てくるんじゃないですか。

○議長（岩本誠生君）議長のほうも規約の写しを頂いていますけれども、これは、頂いているところでは10条の役員の欄までしかいただいておりますので、あともうちょっとこれは続いているんじゃないかなと。すなわち、規約を制定した日が何日であるかということは何かであるはずなんです、それがもし分かれば。（「いや、私が聞いていくよ」の声あり）

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）30年じゃないと思うの、これは。30年の5月じゃないと思う。これは応募をしてきたときに出さないかん書類や。当然、どういう組織であるかということを確認せないかんから。ところが、これを見ても日にもない。この規約を提出された日にもない。そうして、この提出されているけれども、4、5、6条がない。それで7条が入っている。これは何のために入ったの。その時点で入るはずがないと思う。入る問題じゃないというのがここに入っている。これはたけのこの会の規約ですから、たけのこの会を立ち上げるときにつくった規約がどうしてこの7条がここに入っているのか、それを聞かせてください。（「暫時休憩」の声あり）

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 11:52

再開 11:55

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

現在調査中でありますので、昼食のため休憩に入り、1時から再開をすることといたします。よろしく申し上げます。

休憩 11:55

再開 13:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）時間が20分程度しかないので、簡潔にお答えを願いたいと思います。

まず、先ほど言いましたたけのこの会の規約ですけれども、私に上がってきたことから計算をすると、立ち上げてから1年が期限となっておりますので、それから計算をすると平成29年の12月ではないかというふうに推測されます。

それで、7条というのは、先ほどから言いますけれども、これだけはちょっと読ませてもらいます。この団体は、クラインガルテンもとやまに係る共同利用施設の管理、運営、設置、維持、活動をすることができるとなっているわけよ。そうすると、この条項は29年の12月段階で結ばれたものになる。これはどう考えてもおかしいと思うので先ほどから聞いております。それで、これはまた最後に、時間あったらその答えを聞きます。

それで、要するに先ほどから言ってきたのは、十分に時間がなかったので答弁はされませんでしたけれども、これは私が調査した中のほんの一部にすぎません。問題は、令和3年3月1日から令和4年3月31日までの収支報告が出てきていません。これが問題です。これが出てきていないということを百歩譲って、事業計画が大ざっぱであっても収支報告で詳細に報告されれば検証できますが、収支報告が遵守・履行されていない状況をほったらかしていますので、検証できません。たけのこの会の収支報告の不履行は、基本協定の遵守・履行違反であります。こんなルーズでずさんな町の業務は許されませんが、どう考えていますか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）決められた手続が取れていないということは今のご指摘のとおりだと思います。これは改善をするようにさせていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）いや、改良されるか、せんを聞いているんじゃないですよ。こんなルーズな、上がってきたものを了承した、この理由を聞いているんです。責任があるんじゃないですかと。こんなものはどこへ行ったって通用しませんよ。これは執行部の運用責任ですよ、町長だけじゃなしに。担当者もおることだろうし。それを聞いている。何でこんなものが了承されたのか。それ突き詰めたら、その責任の所在まで申しただいても結構ですよ。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）責任は最終的に私にございます。きちっと検証して改善していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）それじゃあまり明快な答弁になっておりませんが、時間がないので、先ほどの草刈りのことでちょっと、これは担当者でいいですから聞きますが、平面図を頂きましたわね。皆さん、議員も見られていると思う。これを見ますと、黄色の線が約3町歩と言われた区域であります。それで、青線が時々草を刈らないかんところですよ。そして、下の桃色の線が1年やるということになっているけれども、私の認識違いかも分かりませんが、町が相手に仕様書で要求したのは、この定期的、上の

青線のところが2回以上となっているけれども、これは3回と違いますか。それだけ確認してください。

それから、下の問題は、年に1回刈るといところです。ところが、この部分の中で3分の1以上が10年ほったらかされています。これは、この前、課長と一緒に行って見てもらっても分かるように10年ほったらかしています。これはこの契約と違いますわね。その点を伺います。

それで、とりわけこの草刈りの町の試算は、試算というか要求は、管理棟から宿泊棟は年3回、そして10棟以下は1回刈ると。ですが、内容は、相手に内容をしたのは、1月から12月までほぼ平均に示されています。この示した内容と、3回と下と図面で分かると思いますが、それと、12回にわたって50時間を均等に当てていますわね。これ、どうしてこれほど食い違うの。年12月を50時間で全部振り分けている。

そこで聞きますが、主な労働を伴うのは草刈り作業です。それで、草刈りというのは冬は刈る必要ないんですよ。11月、12月、1、2、3、まあ4月まで草刈る必要ないんですよ。草刈りは年1回というのは、秋に、盆が終わったら大体草刈りです。これはもう11月までに終わればいいわけ。そこへは集中してこの1回を刈り取らないかん。そうして、年に2回といところは、道草が生えてくるし、夏場の草、これはしょっちゅう刈らないかん。生えてきたら刈り、生えてきたら刈りするから、2回という限定では駄目なんですよ。これは、草が生えてきたら、5月から6、7、8月の盆まで、盆を過ぎたらこの1回の草刈りを11月までに済ませたらええ。これぐらいのことは私に聞けばすぐ分かること。それを均等割に50時間で割っている。その割った時間と、この図面で上2回、下1回、そして10年もほったらかした場所もある。そして、木のところの右の一番上の谷あい、ここらはもう、この辺で言うウズソウというふうになっている。これ3町歩を整備せないかん。

だから、そういうような本当に大雑把なものになってしまっている。こういうことではいけないと思いますので、その見解を求めます。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）草刈り作業につきまして答弁をさせていただきます。

先ほど北村議員のほうからご指摘がありましたとおり、クライנגルテンの指定管理を1年実施するに当たりまして、年度当初に事業計画のほうを提出いただいております。その中で、先ほど議員がおっしゃったとおり、月別に何十時間ぐらいをやりますという計画を出していただいております。大体平均で月50時間から60時間ぐらいこの作業をしますという事業計画が出ております。

これにつきましては、議員がおっしゃるとおり、本来でありましたら、時期に集中して、多く的人数で刈って一気に仕上げるという方法もありますけれども、現状、ちょっと指定管理者のほうでマンパワーも不足しております。数少ない人数で、月に先ほど言った50時間ぐらい、平均で、順次刈っていくような状況がありまして、少ない面積を毎月刈っ

ていくような形が現在取られております。

おおむね、図面で見てもみましたとおり、青色でやられておるところ、定期除草で年2回以上となっておところが令和3年度の計画では3回程度刈るという、これはローテーションで刈っていくということで計画がされておりますのと、ピンク色の下の段のところ、これは年1回は刈るということで計画のほうが上がっております。

先ほども言いましたが、少ない人数で刈っておる関係で、目に見えて除草がされて、そのされた結果が目に見えるとよりも、順番に刈っていったら先に刈ったところがまた草が生えるという状況で、なかなかそのあたりがちょっと苦労しておるところであります。ご指摘があったところについては、また今後対応を考えていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）大体聞きまして町長も分かったと思うが、この10年ほったらかしているわけ。10年ほったらかして、この桃色の中ですわな、言う。それと、桃色のところのちょっと上の林がありますわな、林ももうほったらかし。疎林にもしない。残すんじゃない。残すんじゃない。疎林にして向こうが見えるように透かさないかん。ところが、ここに谷がある。上から流れてきた小さな谷。物すごくいいところなんです、磯が出てね。これを残さないかんのに、もうここもほったらかし。これは課長と見てきたわね。そうして、私の土地に排水の土管がそのまま通っている。この草刈って初めて分かった。これらもどうするか。

それと、私の田んぼの西側に、もう10年ほったらかしているから木も伸びて日陰になっている。これも切ってもらわないかん。そういう作業もある。だから、こういうずさんな報告書が上がってきている。そして、その報告書の収支報告が出てきていない。これは職務怠慢ですよ。こんな管理者を許すわけにいかんのではないですか、理由はともあれ。そうでしょう。

それと自主事業、これも仕様書でうたわれているわね。ところが、自主事業も上がってきていない。そうして、この月別の報告では自主事業が入ってきている。20万というのが入ってきている。こんなずさんなものは許されんよ。これは、相手も悪けりや指導してあげたらええんやから、こんなもんじゃいかんと。それで時々行って管理して、ここは刈れていないじゃないかと言うて指導せないかん立場にあるんじゃないですか。それで、先ほどのこんなことが許されている。どうしようもない。私、初めて今回資料を頂いて、調べてみたらすぐ分かる。

それで、最後に、まだ時間が来ていませんで規約の問題、何でこの7条が入ったのか理由を説明してください。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）答弁をさせていただきたいと思っております。

規約の第7条の関係であります。この書類が提出されたのが平成29年12月11日、これは、指定管理者の指定申請書という形で書類が提出をされております。その際の添付

書類としましてその法人の規約というものを添付していただいた中に、この規約が添付をされております。

7条の中で、クラインガルテンの指定をして管理していくというような記述がされておるといふご指摘だと思っておりますが、既にこの時点で、任意の団体として、この大石たけのこの会という組織が29年11月1日に設立されておまして、この設立目的・目標としてこのクラインガルテンの施設を管理する。そのために組織された組織であったということで、この団体において共同利用施設を管理していくという方向の中でこの組織が設立されたということで、そういうことでもう既に規約の中でうたっておるといふことになっております。それは代表者のほうに確認しておりますので、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）6番、北村太助君。

○6番（北村太助君）いやいや、それはどうしても納得はいかんわな。契約されたことが、これは後から出てきたものとしか考えようがない。こういうものを私に、こんな偽物みたいなものを渡した理由は何ですか。私がこれ調べなかったら分からんことだよ。分からんよ、私がここを見にや。これ、どうしても納得いかんですよ。こんな偽物を私に見せて通用すると思っていたの。これ何遍も言うけれども、それこそ町長やないけれども、何遍も繰り返しますけれども、これは私が今回一般質問せんやったら分からないことで、永遠に。こんなルーズなことがやられている、町長ね。だから、ここは本当に見直して、そうして、いかなのやったらやっぱり変えてもらわないかん、こういうルーズなことを。こんなおいさがしな報告書が上がってくるようなものは許しちゃいかん。そして、それを許したのも分掌責任で皆さんにあるんですよ。

それと、私が今回課長に提案した、あそこへ1人の協力隊を常駐させたらどうかと。仕様書には常駐せにやいかんとなっておりますよね、朝9時から何時までと。週1日休みで、年休を取ったら五十何日、それを省くと200日ぐらいでしょう、勤務は。それへ協力隊を張りつけたらこの費用も出さなくなるわ。あとは、また管理についての協約を結んだらええことで。それをぜひやってほしい。だから、3人、林業課におられますけれども、確かに林業のことも大事やけれども、この3人に当たって、クラインガルテンの管理をやってもらえんかと相談して張りつけたらええです。このことをぜひ考えてほしいというふうに思います。そのことをどのように考えているか答弁していただいて、終わりたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）お答えさせていただきます。

北村議員とは、先月5月中旬に現地の方でも、北村議員立会いの下、確認をさせていただきます。いろいろ問題点やご提言もいただいております。

大きな一つは、先ほども問題点として指摘されました管理区分の下半分、ピンクのこの管理ができていない農地があるというところをどうするかというのが、一つの大きなテーマになっております。これについては、ここを活用するビジョンのほうがかっちりしたも

のなかったという反省もありまして、今後、このビジョンをどうしていくか。

今現在、指定管理を受けていただいております方については、令和4年度は最終年度にもなりますので、一応、5月に指定管理者や地元大石区等の入った協議会をつくって月1回ペースで話し合いをして、ここの活用とか次の指定管理の展開に向けて、その協議会の中でビジョンをつくって考えていこうということにしております。その中で、今言われた、ここを管理するために当たり人をどうするかという問題も出てきますので、協力隊の提案もございましたが、それも含めて検討していきたいと思っておりますので、また地元、地主地区のほうからも入っていただいて提案もいただきたいと思っておりますので、北村議員にも、ぜひその協議会のほうにも参加していただいてご提言をいただければと思いますので、どうぞよろしくお願いしたいと思います。

○6番（北村太助君）終わります。

○議長（岩本誠生君）これをもって、6番、北村太助君の一般質問を終わります。

消毒のため暫時休憩します。

休憩 13:22

再開 13:23

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君の一般質問を許します。

9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）議長から一般質問のお許しをいただきましたので、9番、永野栄一、一般質問を行います。

今回は、3問ほど一般質問をいたしたいと思っております。

コロナも全国的にはかなり収まってきているということではありますが、本山町も、7月の下旬をめどに4回目の接種を計画しているということでもあります。これからの多分コロナ対策については、政府のほうもウィズコロナということですが、今までみたいに、あまりにも行動制限をしてというわけではなくて、コロナと一緒に、流行性感冒のインフルエンザのような対応になっていくのではないかと予想されますが、現在のところ、本山町も比較的安定した経緯で進んでいるということ、何とかこれからも密を避けて、コロナにできるだけかからないようにということの心がけが必要ではないかと思っております。

そういう意味で、自分たちがどのように注意をしていかなければいけないかという、狭いところで口角泡を飛ばしながら議論するというようなことも、できるだけ避けていか

ないかんというような気がします。

そういう意味で、これから澤田町政としても、住民の意見を聞いたりいろんなすることあると思いますけれども、担当者だけのところでいろんな情報交換をするのではなくて、もっとオープンに、開かれたところで議論をし、問題点についてもやはり公にして、情報共有しながら町政を進めていかれることを望んでいるわけです。そういう意味で、特に今回、1問目と2問目についてはこういう設題にさせていただきました。

さて、1番目の質問ですけれども、今後の行政施策についてということで、澤田町長が就任されてから半年が経過をしています。多くの住民の声を聞かれたと思います。今までの経緯を見ても、まず町長は、住民の意見を聞いて、そして課題を見つけていくというところまで来ているのではないかと思います。これから、その問題点についてどういうふうに解決していくかということが行政の一番の肝じゃないかと思います。

そこで、まず初めに、町長が今まで住民や団体等あるいは職員の方から聞かれた問題点、声、要望、そういったものは、概略でいいですので、どういうものがあつたかお聞きしたいと思います。そのことを踏まえて、今後、澤田町政が進むべき方向、そして、こういった行政施策を進めてまいりたいというところがありましたら答弁を願いたいと思います。

なお、行政報告で例えば集落支援員の配置ということについても、多分、こういった住民の意見を聞いての対策だと思えますが、こういったことを踏まえて、今後の施策について抱負を述べていただきたいと思えます。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）9番、永野議員の一般質問にお答えをします。

町長に就任いたしまして半年が経過をしようとしております。ご指摘いただいたとおり、いろいろな会議にも参加させていただきましたし、直接お話を伺う機会もありました。改めてノートを見返してみました。個々の話はいろいろありますので別といたしましても、やっぱり高齢化の問題や空き家対策などの問題もありました。一方で、元気で活気のある町にしてほしいという声も多くありました。

強く印象に残っているのは、農業に従事している若い方が、農業の魅力を伝えていきたいと話され、その一方で、やっぱり同世代の仲間がいないということを発言されたことでした。私は、こうした声を大切にしていきたいというふうに思いますし、行政を進めていく上でも、こういう声を大事にして進めていきたいというふうに考えております。

また一方で、大変厳しいお話も伺いました。長期にわたって、例えば2年以上前から話をしているのに返事がないとか対応してくれないなど、長期間対応できていないケースも多々ありました。できること、できないこと、当然それはございますけれども、それも踏まえまして、早め早めに対応しないと、行政への不信につながってしまうということを実感しております。

初登庁の際に、また仕事始めの際、年度初めの際もそうでございますけれども、仕事を進める上で、想像力と創造力を発揮してほしいというお願いをしました。一つの想像力は、

考えるほう、思いを致すほうでございまして、こういう相談があったら、これをそのままにしておいたらこういうふうになるということはもう分かってくるわけですので、そういう想像力を働かせてほしいという、一つがそういうことです。

もう一つの創造力をつくっていくということで、そういう創造力を働かせた上で解決策をつくっていくと、事業を進めていくと、そういう創造力を発揮してほしいという願いをしたところでございます。対応が遅れてしまうと解決が難しくなってしまうこともございます。昨日の議員全員協議会でもご指摘もいただいたところでございますけれども。

それからもう一つは、これは職員の問題でございますけれども、独りで抱え込まずに職場での協議を十分してもらいたい、報告や連絡・相談を徹底してほしいということをお願いいたしました。自分も含めまして、こうした点に注意しながら各種の行政施策に当たっていききたいというふうに思っております。

議員ご指摘をいただきましたけれども、集落支援員の問題につきましても、そういう地域でのコミュニティー、道づくりとか、なかなか厳しくなっている地域もございますけれども、少しでも軽減できる方法はないだろうかということで、ご指摘のとおり、集落支援員も考えたところがございます。そういった声を生かしながら行政施策に生かしていきたいというふうに考えております。

以上であります。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君） 2問目のほうの答弁というような印象も受けますけれども、澤田町政として、今まで聞いた問題点・課題点ですよね、要望、これに対してまだ具体的などころまでは行っていないとは思いますが、例えば若者が言われる農業の魅力を伝えたいと。そのことについてどういうことを支援あるいは協力していけば、そういう希望、本山町にいて農業をやっていききたいということにつながるかということの施策についてやっぱり考えるべきじゃないかなと。

そのためには、やはり町長が今までやってこられたように、現場、あるいは団体も含めると思いますが、そういった声を聞きながら、町長だけではなく、あるいは担当課だけではなく、やはり幅広い、全職員とは言いませんけれども、少なくとも課長以上の中で話す、あるいは議会に問題を投げかけると。それでみんな、三位一体といいますか、行政、住民、そして議会が同じ情報、課題を持って、どのようにすれば住みたい本山町になるのか、あるいは活気あふれる本山町になるのかということについて、やはりみんなが考えていくと、そういうような方向に澤田町政は行くんじゃないかと私は想像しているわけですが、今後の施策の実現に当たって、現在の町長の考えておられる、本山町をこうしていきたいというようなメッセージをもう一度聞かせていただけたらなと思っておりますので、答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） いろんな相談、町長室なんかでも相談に来ても、やっぱり課長とか、

場合によっては担当も含めて対応をするようにしておりますし、この前も、保護猫の問題なんかでボランティアで活動されている方がおいでて、そのときも課長に同席してもらいまして、課長補佐もでしたか、これはすぐできるということについては、予算が伴いますので、先ほど言われました議会にも課題を投げかけてということがありましたけれども、予算の提案とかいうこともあろうかと思えますけれども、もう新年度からスタートと言わずに、9月議会に向けて考えていこうじゃないかとかいうことで、それは農業問題でもそうですし、町なかのにぎわいについても、そういう決して年度初めをスタートにしなくてもいいだろうということもありますので、担当課に私の思いも伝えたり、それから同席でそういった話を聞いて、制度をつくらないと駄目ですので、補助金の交付要綱とかそういう要綱もつくらなくちゃならないので、同席してもらって、具体的にそういう指示をさせてもらって事業を進めていこうというふうに考えております。

これからも同じように、できることは、年度初めが切りの場合もありますけれども、すぐやったらいいと思われることは、予算が伴うときには当然、定例会等で提案しなくちゃならないので、そういう区切りはございますけれども、そういうことで事業展開をしていきたいというふうに考えています。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）分かりました。

すぐやるということについては、集落支援員の制度については、私は、問題解決策になる一つの方策なんだなというような気がします。そういったことをどんどん創造する。先ほど町長が創造力を発揮してと言われましたけれども、そういったところにやっぱり知恵を絞っていくということが大事じゃないかと思えます。職員の研修に際しても、住民の声を聞きながら、問題点は何なのかと。まず、問題点は何かというところを認識させて、その解決をするためにはどうしたらいいのかということがやはり大事だと思います。そのためにはいろんな制度、補助制度だとか条例、それから法律、いろんなことを勉強してないとなかなかお金が取ってこれないので、実現ができないというようなこともあると思います。

それから、住民の協力も必要なところもあると思いますので、そういった知識、それから、さきに町長が言った創造力、それから実行力、それから調整能力ですね、そういったものを発揮しながら、澤田町長のやりたいといいますか、進めていきたい住民のための行政というものを推進していただきたいと思います。

1問目、終わります。

○議長（岩本誠生君）では、2問目に移ってください。

○9番（永野栄一君）次に2問目ですが、職員の引継ぎと住民要望の対応についてということの質問です。

町長、少しここの部分に先ほど入ってきた部分があったかもしれませんが、趣旨としては、今残っているこんな問題があるんじゃないかということではなく、問題を受け付けて

いるところについて、もう一度、各課で見直してやっていただきたいなというところもありますので、細かいところまでは指摘しませんが、大まかな制度の問題等について質問をさせていただきます。

先般、山口県阿武町で4,630万円を誤振り込みしたミスがありました。原因としては、新任者への引継ぎ事故、そして、上司のチェック体制の不備などが挙げられていたと思います。

そこで、本町のそういった引継ぎですね、配置換えによる引継ぎの体制はどうなっているのか。例えば住民から寄せられている要望・意見はどのように庁内で情報共有されて、あるいは引継ぎ簿というのがあると思いますけれども、そういったことについてどのように処理をされているのかということについてまずお伺いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）9番、永野議員の事務の引継ぎについての質問にお答えをいたします。

事務の引継ぎにつきましては、人事異動を踏まえ、各課の課長等に必ず文書による引継ぎをするように徹底しておるところであります。特にその中で、議員も言いましたように、課題であったり住民からの要望等については、抜かりなく引き継ぐように指示をしております。私、人事異動につきましては、やはり職員のスキルアップのための手段でありまして、そのことで行政が停滞することがあってはならないということも、課長等にも話しておるところであります。

以上、答弁とします。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）引継ぎについては、多分、課長が確認をして、問題点等は把握されているというように受け取りましたが、先ほど町長が言われましたように、2年以上前の要望事項が抜けているということもあると思います。

そこで、やはり基本に立ち返って、受け付けた職員は必ず、誰の誰べえが、いつ、どのようなことをというようにことについてはメモをしていく必要があるだろうと。それについてどういうふうに対応したかということについて、やはり課長にも報告をすべきだろうと思います。そういった記録を定期的に見直して、少なくとも1年以上ほったらかしとか処分ができていないことについては、再度、やはりその要望者なり該当する地域、人には説明をしていく必要があるんじゃないかと。そうしないと、先ほど町長の言ったように不信感が生まれるわけですので、やはりそういったことについて確実に実施していくと。上辺は、先ほど副町長が言われた申し継ぎ事項の中でやってしまうということだろうとは思いますが、実質的にはやはりそういったところが抜けているところがあるということですので、そういったことについては今後とも気をつけていただきたい。

特に、やっているからじゃなくて、やっていない可能性もあるんじゃないかということ、やはり上司が、例えば今日は何か要望がなかったかとかいう声がけもやはり必要じゃ

ないかと思っておりますので、そういったことについて、今後、機会教育の中で徹底させていただきたいと思っておりますが、どうでしょう。

○議長（岩本誠生君）副町長、高橋清人君。

○副町長（高橋清人君）チェック体制のことだったと思っておりますけれども、町長も先ほど述べられましたけれども、仕事は独りでするものではないというふうに私は考えております。やはりチームとして、そして職場全体で情報を共有すること、このことが一番大事になってくるのではないかと思います。

町長も就任時や年度初めの訓示等でも述べておりますけれども、報告・連絡・相談の徹底だというふうに私は考えております。私も、前職のときにも、職場会ではそのことを強く言ってきたことでもあります。この間におきまして、幾つかの事案において町民の皆様にご迷惑をかけてきたことがあります。やはりその原因を考えてみますと、先ほど言いました報告・連絡・相談、そのことができていなかったこと、そのことが大きな要因となっており、その都度、庁議であったり、その担当職員を呼んで話をしてきたところであります。報告・相談・連絡が日常的に当たり前に行われるような体制、やっぱりそういう職員を私たちは育てていかなければならないというふうに考えております。

また、担当している仕事の方針や県などへの報告についても、必ず上司への決裁、班長、補佐、課長等への決裁を受けること、当たり前のことですがけれども、そのことを徹底していきたいというふうに思っております。

また、今、職員数の定数に至っておらないということもあって大変多忙な状況もあります。人事異動後においても、やはり仕事の一部の方に偏っては、どうしてもその方がミスをしてしまうような要因にもなっていくのではないかとということで、各課長には、人事異動後において事務分担の見直しも検討してほしいというような話もしております。やはり組織で取り組むことでチェック体制も働きますし、事業展開においても、新たな案やよりよい方向性が導き出されていくのではないかとというふうに思っております。

それともう一つは、職員のやっぱりスキルアップだと思います。現在、人づくり広域連合の各種研修があります。この研修におきましては各種階層別の研修なんかもありまして、積極的にそれに参加するようにということで働きかけを行っております。また、県の専門職の研修では業務に関する研修なんかも行われておりまして、それへも積極的に参加するように促進を働きかけておるところであります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）分かりました。積極的に進めていただきたいと思います。

同僚議員の質問にも答えられていましたが、来年の4月1日に新庁舎に移ると。そのときに機構改革をやりたいということ、町長、多分答弁されていたと思うんですが、そういうことになると、課がある程度崩れる場合もあるということで、やはり引継ぎというのは確実に、漏れのないようにやっていただきたいと思います。

そこで、もう一度、議会が終わった後、どのような問題点が残っているのかということを確認して、やはり処理すべきところは回答なり、それから、すぐできることについては実行するとかいろいろ選別しながら、今まで住民から伺ってきた、あるいは議会だとか行政の中での問題点がたくさんあると思いますが、そういったことを整理して業務を進めていただきたいと思いますと思うんですが、今後の対応についてちょっと答弁を願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘を生かしていきたいと思います。まだ対策中とか、いろんな経過もあると思いますので、それを各職場で再度整理して、早くやらなくちゃならないものとか検討を加えなくちゃならないものとかいうのを整理して、対応していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）ということで、澤田町政のいいところが出せるように、そういった課題に対して対応していただきたいと思います。

次にいきます。

○議長（岩本誠生君）はい、次に進んでください。

○9番（永野栄一君）3番目、観光による交流人口の拡大策について質問をいたします。

昨今は、コロナ禍で、ある程度交流がちょっと自粛をされた期間がありましたが、最近では、本山町とかほかのところでも、アウトドア関連については密集をしないだとか、いろんないいところがありまして、どうも交流人口が増えてきているというような感覚は自身自身持っています。

そこで、最近のモンベルの利用者、モンベルに活動して来られる人数だとか、嶺北地域への観光者数はどのような経緯といたしますか、来られる人の状況はどのようになっているのかということについてまずお伺いをしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）政策企画課長、中西一洋君。

○政策企画課長（中西一洋君）9番、永野栄一議員の観光による交流人口の拡大の中の最近のモンベルの利用者数と嶺北地域への観光者数についてという問いですが、まず、アウトドアヴィレッジ本山の施設入場者数の延べ数にはなりますが、令和2年度で約5万8,700人、令和3年度で6万2,900人です。前年比としまして107%となっております。

また、嶺北地域への観光者数は、土佐れいほく観光協議会で把握している主要な観光施設での観光者数、延べ数にはなりますが、令和2年度で約35万8,700人、令和3年度で37万7,200人です。前年比で言いますと105%となっております。

以上、前段の質問の答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）令和2年度に比べて昨年度は増えてきていると。なおかつ、多分、

4年はまだ状況がもうちょっと上向いているというような気がいたします。

そこで、こういったアウトドア人気を維持させて、本山町に来ていただいてお金を落としていただく、経済活動をしていただく。そして、本山町はいいからここに住みたいというような人も、多分、リピーターとして何度か来られると、そういう思いもされる人もおると思います。

そこで、この勢いをさらに拡大させるための施策について、本山町としてはどのような取組をされているのか。あるいは、これからこうしたいなと思うような施策がありましたらお答え願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）9番、永野栄一議員のご質問に対しまして答弁をさせていただきますと思います。

先ほどご報告させていただきましたとおり、令和の時代に入りまして、アウトドアや自然体験を志向する都市住民の増加に伴いまして、キャンプやバーベキューを楽しむ家族連れや友人グループ客が増え、本町でも、アウトドアヴィレッジ本山のオープンを追い風にして交流人口の拡大が進んでおります。

本町では、この増加した交流人口を何とか、地域の町なかでありますとか汗見川や行川の集落活動センターにつなげて、交流体験施設等の増加につなげていきたいと考えておるところでございます。そのことによりまして、本町の観光資源を活用した交流人口のさらなる拡大や地域経済の活性化を目指しておりますが、コロナ禍の影響等もございまして、まだ十分な連携、活動が進んで効果に現れていないというのが現状となっております。まず、既存の施設、そして団体、それぞれ、先ほど言いました集落活動センターなどの取組の連携を通じて交流拡大につなげていく、これに取り組んでまいりたいと思っております。

また、令和2年12月に設立しました土佐れいほく観光協議会も体制を整えまして、令和3年度から本格的に事業が動き出しておりますが、コロナ禍の逆風の中での出発ということになりまして、今後のアフターコロナに向けて本年度からいよいよ反転攻勢で、地域の観光商品、イベントの企画や販売、市場の開拓等が本格的に進んでいく計画となっております。本年度、観光協議会のほうでは、観光庁のほうの事業の採択も通りましたので、そういう予算も活用しながら、これらの交流人口拡大に向けたイベント、取組をぜひ進めていきたいと考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）そういったことが行われていると思いますが、私、やはり本山町の魅力を伝えるというような意味では、体験型、例えば農業だとか林業も含めて、そういった本山町の売りを出すというか、体験をしてもらうということも大事じゃないかと。そのことによって本山町に住みたいという人も現れるだろうし、体験型農業で実施するということは、当然、宿泊してもらいますので外貨稼ぎにもなるだろうというような思いがあ

ります。そのためには、やはり協力者とかメニューづくりをしないといけないと思うんですが、そういった体験型に対しての取組、あるいは所見でもいいですけども、まず答弁をお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）答弁をさせていただきます。

農業や林業の豊かな自然環境や様々な人材もおりますので、そういう方に協力してもらいながらの体験型観光というのは取組を重視しておるところであります。昨年度の実績でも、高知商業高校の修学旅行生を迎えまして、これも幾つかの体験メニュー、それぞれ選択していただいて地域の方々との交流をし、いろんな経験を持ち寄って、ワークショップみたいな形で本山町の未来図を語ってもらうという取組もさせていただきまして、大変我々職員としても勉強にもなりましたし、学校のほうからも評価をいただいておりますので、またそういう学校との連携も今後つなげていながら受入れ態勢を整えていきたいと思っております。

そういうような体験のメニュー化づくりというのを、これもアドバイザーも入れながら、一方で進めておりますので、そういう形づくりをしながら広めていきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）ぜひそういったところを研究していただきたいと思います。

季節ごとにやはりいろんなものがありますので、春に取れるもの、夏に取れるもの、秋に取れるものとかそういったところで、体験を受け入れるほうも人手が足りないとか、ちょっと語弊があるかもしれませんが、そういった面もありますので、まずメニューづくりの中ではやはり協力者も獲得しながら、ぜひ実現をするようにしていただきたいと思っております。

それで、先ほどちらっと、土佐町といいますか、観光協会が産業振興センターのところの話がありました。観光ということになりますとやはり見栄えだとか、見栄えというのは、きれい、いいなというような印象を与える必要があると思っております。

そこで、吉野川は売りの一つだと。今はカヌーだとかラフティングだとか、モンベルも積極的に活用していますが、そこではこの市街地周辺のところを見てみますと、四区辺りからずっとその河原、例えばさくら市裏ぐらいまでも、河原にアシとか木がいっぱい生えている状態です。これについては何回か伐採等をして、駄目だというようなことをやっていたけれども、何回もしないとなくなっていくんですね。1回や2回ではそういうのは除去はできないというのもあります。

それで、観光面から見ると、例えば産業振興センターとかさくら市のほうから見ますと、やはり河原が見えないというようなこともあります。だから、河原の保全、木が生えていますとやはり上流からの土砂がどんどんたまっていく、あるいは土壌化していくというこ

とで、植生がどんどん増えていくというようなところもありますし、陸というか、手前の南のほうから見ると、吉野川が先ほど言いましたように見えない状態ということでは、なかなか、観光客、来客者にとってはあまり見えないじゃないかと。

例えば、先ほどの産業振興センターの中にチャレンジショップとか何かという話も出ていました。そうすると、やはりあそこの下からでも河原が見える景観というようなことも重要じゃないかと思いますが、そういったことについて、県とか、それから、さくら市裏の駐車場の周辺については、多分、町有地もあると思いますので、そういったところの保全、整備というようなことをやるべきじゃないかと思いますが、この件についてどのように対処をされるのかお伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）建設課長、前田幸二君。

○建設課長（前田幸二君）お答えいたします。

吉野川ふれあい広場とさくら市、あと産業振興センターの周辺の河原につきましてですけども、町民祭とか産業文化祭等の時期の前に、職員が大勢出まして、毎年、草刈り等はしておいた経過があります。ここ二、三年は、コロナの影響でそういうイベントがなくなっておりましたので、職員のほうもあまり草刈りに出ていないというような状況になっておりますので、余計に目立つようになっていくかもしれません。一応、今年度は、町民祭等もできる方向で進めようという形になってきておりますので、また草刈り等に行き整理ができるのではないかと考えています。

また、当該箇所については、河川管理が県のほうになりますので、川の流れのほうに向けて大きく草を刈るとか、そういうふうになりますと県のほうに何か手だてをとということで一応問合せをさせていただきましたが、土木事務所が管理であります、草とかについては、特に県としては、今のところ草刈りをしたりとかそういうふうな予定はちょっと持っていないですという返事はいただいております。町としては、今のところはそういうできる範囲の草刈り、あと、伐採などをしていくという方向で考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君）県のほうに対しては、今年度はないのかもしれませんが、やはり県の吉野川整備計画の中で、そういった植生じゃないですけども、河原の保全とかいう項目がありますので、そういったことについては、今年なかったら来年というような要望をすべきじゃないかと私は思います。やはり河川の氾濫の防止だとかいうことも含めて、本山町としては景観、それから河原の利用というようなことを考えれば、当然そういった要望も出てくるんじゃないかと思いますが、確かに、今年度は、予算を組んでいないということであってもやっぱり要望していくべきだろうと。

それと、町の草刈りについては、今年はこれでもいいのかもしれませんが、イベントがあるとかないとかにかかわらず、やはり景観の保全という立場から、建設課だけではなくて、これはまちづくり推進課とか政策企画課とかもなるのかなと思いますけれども、

そういったところを含めて景観保全、交流人口の拡大等のことも踏まえてやっていくべきじゃないかと。特に、住民の方が新庁舎とかに入られて河原を見るわけでしょう。そうしたら、やはりぼうぼうに草木が河原に生えてというのはあまり私は好まれないんじゃないか、あるいはよそから来た人もそうじゃないかというふうに思います。

活気あふれる本山町とか、自慢ができる本山町というものにするためにも、やはり景観保全等についてはもうちょっと配慮をしながら施策実行に努めてもらいたいと思いますが、どうでしょうか。答弁、誰かお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） ご指摘の景観保全という面からもということで取組を進めていきたいと思います。

話を戻して申し訳ないんですけども、本山町の魅力を伝えるということでございますので、先ほど市内からの学生がラフティング、去年は奈良県からも、高校生が15隻のラフティングボートで下って本当に楽しそうにしていました。

今、コロナの時期で、やはり安全で安心、近くでというマイクロツーリズムの考え方もありまして、そういうことで、逆に言えばそれをチャンスに変えると。コロナのこういう状況をチャンスに変えるということでは、教育旅行なんかも取り組んでいったらいいと思っていますし、そういう中では、棚田なんかの景観も楽しんでもらうということで、あの棚田の景観を守るのにも草刈りに非常に農家の方はご苦労されておりますけれども、そういう苦労もあるんだということも来た方には見ていただきたいというふうに思いますし、この身近な景観を大事にしていくという考え方については、永野議員のご指摘のとおりだというふうに思っております。そういう意味で、景観保全について取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君） 9番、永野栄一君。

○9番（永野栄一君） ありがとうございます。

少子高齢化で、かなり人的なことも不足しているという中ですが、やはりピンチはチャンスということもありますし、それから向かい風、向きを変えれば追い風という言葉もあります。やはりこういった難しい情勢ではありますけれども、住民や議会、もちろん職員も含めて、行政の三位一体の中で知恵を絞って、町長が住民から聞かれた活気ある町ですかね、何かそういう話をされていましたが、そういう町にしていくよう今後とも町長の活躍を期待しております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（岩本誠生君） これをもって、9番、永野栄一君の一般質問を終わります。

消毒のため暫時休憩します。

休憩 14:08

再開 14:09

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

一般質問を続けます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さんの一般質問を許します。

8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）議長のお許しを得まして、上田亜矢子、本日は大きく分けて3問の一般質問をさせていただきます。

本山町議にさせていただきまして2期8年たちました。それで、1年間に4回、定例会があるもので32回チャンスがあったんですが、一度は、ちょっとお腹を二つに割りまして、そのときに休ませていただきまして、あと一回は、町長が替わったので、辞められる町長に聞いてもなと思ってそのときもお休みさせていただきました。なので、今日がちょうど30回目の質問となります。何回してもドキドキ緊張するものだなと思いながら、今日もしっかりしたいと思います。

まず初めに、シニアカー購入補助金制度についてということで質問させていただきます。

運転免許証返納者へのシニアカー購入補助金制度の創設を検討できないでしょうかという質問です。障害認定者はレンタル補助、要介護者は介護保険を使うと1・2割負担でレンタルできたりするんですが、健常者の高齢者への制度がありません。

私が最初にこのことを考えたときにはレンタルするということを思っていて、若者にはキックボード、今はやっていますよね。キックボードのレンタルをモンベルに置いたりとか、それと同時に、高齢者にはシニアカーをと考えていました。しかしながら、住民の方々といろいろ話し合ったところ、やっぱり毎日使うものなので購入補助金のほうがいいのかなとなりました。

それで調べてみますと、岐阜県輪之内町、鳥取県大山町、鹿児島県南大隅町などがシニアカー補助金事業に取り組んでおられるようです。シニアカーは十数万円からありまして、よく見かけるのが20万円ぐらいのものだそうです。考えるのに、半額補助で、10万円上限ぐらいであればすごく助かりまして、購入を検討される方も増えるんじゃないかなと思います。屋根付きなんかもあるようで、雨の日とか日照りの強い日も出ていきやすいです。

移動手段といたしまして福祉タクシーやさくらバス利用がありますが、その利用促進と併せてシニアカーによる移動手段を確保することで、高齢者の方の社会参加の拡大、外に出てくることでお買物もして商店も潤います。そして健康増進を図れます。また、車で行くよりCO₂を排出しない点でエコでもあります。町長はどうお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）8番、上田議員の一般質問にお答えをいたします。

シニアカーの購入補助金制度についてでございます。

公共交通機関が十分整備できていないこの中山間地域におきましては、移動手段の確保は重要な課題でございます。コミュニティーバス、ご指摘もありましたが、さくらバスの活用もお願いしたいところですが、曜日や時間も限定されてまいります。町内でも、このシニアカー、セニアカーとも言われるでしょうか、を利用されている方も見受けられます。交通安全には十分留意をしていただきたいと思います。ご指摘のとおり、運転免許証を返納いたしますと移動手段に不便を来してまいります。

ご紹介がありました介護保険制度を利用できる方についてはレンタルの方法もございませぬけれども、利用できない方では、メーカーによりまして、運転免許証を返納したときに一部助成がある場合もあるとは聞きましたが、その他では助成制度はないようでございます。1台、先ほど言われましたとおり数十万円します。負担も大きいと思います。財源などの課題もありますが、補助金制度の創設につきまして検討を加えてまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）町長、ありがとうございます。

婦人会などもそうなんです、お姉様方がどんどん外に出て活動されておりますと、私たち若い者もおれんなと元気を逆にいただいたりしますので、創設を前向きに検討していただくということで、ありがとうございます。よろしく願いいたします。

次の質問に移ります。

○議長（岩本誠生君）次に移ってください。

○8番（上田亜矢子君）2問目といたしまして、本山バイオマス発電所のことについてお聞きいたします。

エフビットの施設ができたことで雇用もできまして、環境に配慮する本山町アピールができたりと、いいことがたくさんあります。その一方で、施設の音が気になると住民の方々が訴えております。相談を受けましたので地区を回ってみますと、いろいろなご意見を伺いました。それを出しながらお話ししていきたいと思っております。

最初に、施設ができるときに受けた説明より大きい音がするとのこと。その方が言われるのに、説明ではエアコンの室外機程度の音ですと言われていたので安心していただけ、今のこの音は室外機どころじゃないですよと言われていました。常時する音がそういう室外機のような音で、ほかには、フォークリフトが移動している音も特に響くようで、これは松島地区に限らず、川を隔てて上奈路地区にも響いて悩まされているようです。今の季節はまだ窓を閉めて寝るので構いませんが、これからの季節、暑くて開けて寝るときに気になるのではと心配されておりました。

また、大きなハウスができておりますので、その屋根へ雨が当たって、えらいようけ雨

が降ってきたと思うて外を見たら、少しの雨やったと言われていました。小降りでも土砂降りのような音になってしまい気になるとのことでした。

ほかにも、これは騒音ではないんですが、朝、窓を開けると、焼けているような臭いが気になるようです。煙突から出るのは水蒸気と聞いていたんですけどねと言われていました。もともと何もない静かな地区だったので特に気になるかとは思いますが、皆様、こういうことを気にされておりました。このことは、先日、松島で会が行われた際に話し合ったというのをお聞きしましたが、町側は、これを聞いて、発電所のほうに直接お願いに行ったりとか、もしくは町で何らかの対策をされたのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）まず、本山バイオマス発電所の松島地区に整備が進められておりました木質バイオマス発電所と次世代型園芸施設がこのほど完成して、4月18日に竣工式が執り行われ、本格稼働がされております。本事業の推進に当たりましては、町民の皆様、特に松島地区の皆様にはご協力を賜ってきております。

今、議員のほうからもお話がありましたが、本年4月30日に、地元の皆様、エフビット関係者、町の私以下、担当課も含めまして意見交換会を持ったところでございます。その場では、先ほど議員からご指摘があったことについて話があっております。今までどおりの生活が保てればいいという地元の皆様のご意見をいただきました。非常に重い言葉だというふうに思っております。

フォークリフトの話もございましたけれども、企業側も、重機などの音につきましては、操作などについて職員の指導をするということもその場で約束をされています。これは、上奈路地区でもそういう音がするというのは私もお聞きしたところでございます。

町としましても、今後も引き続き、企業と連携をしまして対応してまいりたいと思えます。あそこの松島の集会所にも音の測定機器を設置するというようなことも、企業のほうで取り付けてもらうということも進めておるところでございます。すみません、繰り返しになりますが、町としましても企業と連携して対応に努めてまいります。

以上であります。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）対応についてですが、何か具体的に考えられていることとかはあるのでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）その際には、遮音壁とかそういうようなこともご意見として出ておりました。まだそこまで具体的にはなっておりません。今後の対応ということになるかと思えます。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）いろいろ考えていただきたいんですが、例えば昔で言う近隣への迷惑対策ということで、発電所へ何らかの負担をしていただくとか、あそこに地区がある

ので地区費を余計に払っていただくとか、あと、地区の街灯費用とかを見ていただけるとか、そういうことも考えられます。

そして、町は、固定資産税とかを受けているので受益者ということになりますよね。なので、その中から地域に便宜を図ることを考えていくべきではないでしょうか。例えば窓を閉めるのでエアコン購入費補助とか、皆さんの地区会費を下げてその分を入れるとか、いろいろ考えられます。そういうことはどうでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）その場では、エフビットのこの会社の皆さん、あそこは松島ですけども木能津地区になりますので、木能津地区の自治会に入るということで、そういう話をしました。当然、地区の地区会費についても納めていただけたらと思います。親しみを持ってもらおうということで、ささやかなことかもしれませんが、あそこでできたパブリカなんか、地域の皆さんにお配りするとかいうこともやっということで、もう実施されていると思います。そういうことにも取り組みながら、地域の皆さんと共存し、地域の皆さんに愛されるということまでいくんでしょうか、そういった施設にならなければならないと私は考えています。

固定資産税の問題については、まだちょっとそこまで具体的に検討はしておりません。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）町長も考えてくださっているようですので、ぜひともよろしくお願いします。ご近所の方に一番配慮をされるように、よろしく願いいたします。

次に行きます。

○議長（岩本誠生君）次に進んでください。

○8番（上田亜矢子君）次は、農業支援策として三つほど質問いたします。今回、農業者の方に相談をいただきましたので、農業のことについて支援策で質問したいと思います。

まず一つ目といたしまして、広い農地でお米を作っている農業者個人に対しての農業機械の補助金を出していただきたいということです。

営農組合に対しては、機械は集落営農のための農業用機械の整備を行う事業などがあり、その他、運営に関するものに使える多面的機能支払交付金などがありますが、個人にはないようです。持っていない機械は農業公社のを借りたりもしていますが、どうしても不便なときがあるそうです。広い農地、4町から5町を作っているのでトラクターも四、五台持たれているようで、1台が五、六百万するので、買換えとなるとなかなか大きな負担となります。広い農地にすればするほど、後継者の心配、また、農地を守っていかなければならない気持ちも大きくなっていきます。現在、燃料代も上がっていて大きな負担になっているようです。そんなときに、補助金が少しでもあれば心の支えにもなります。

昨日、上地議員から修繕への質問がありました。町長からは、個人・団体の農業者に対していろいろな補助金を検討中との答弁がありまして、上地議員は、多分優しいので、難しいと思うので頭の隅にと言われていたのですが、ぜひとも頭のど真ん中に置いていただき

たいと思います。町長、どのようにお考えでしょうか。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）新規の機械購入に対する助成というのは、現在、検討できておりません。修繕につきましては、さきの議員の方にもご説明申しましたけれども、年度初めに制度をスタートするという事じゃなくても、できることは、予算の範囲もありますけれども、早め早めにやっつけていこうということで、そういう思いで、今、検討に入っておるところでございます。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）検討に入っているということで、次も同じような質問なので続いていきたいと思っております。

先ほどはお米でしたけれども、次はシイタケのことです。シイタケのハウスの張りかえの補助制度の創設とここに書かせていただいておりますが、少しはしり過ぎておまして、説明いたします。

シイタケのハウス張り替えの補助金が少ないので、増やしてはどうかということです。また、ほかの機材にも使えるような補助金制度の創設をしてはどうかです。ハウスの張りかえの補助金は、今回も補正予算の議案に上げていただいております。本山町特用林産物品質向上対策事業の特用林産物施設被膜フィルム補助金です。予算額が26万9,000円となっております。

まず初めに、この額はどういうふうにしたのか説明していただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡明君）8番、上田亜矢子議員の質問に対しまして補足答弁をさせていただきます。

シイタケのハウス張りかえなどの補助制度ということで、先ほど議員のほうからもご説明がありましたとおり、特用林産物の生産者向け組織に対する補助制度を本山町のほうで設立しております。これにつきましては、補助対象の内容としまして、ハウスの被覆フィルム資材費、遮光スクリーンという、ハウスの中でも消耗品的なハウスの張りかえに対する補助ということで、その補助率につきましては、実際必要となるハウスの費用の2分の1を町が補助するという制度となっております。

それにプラスしまして、その張りかえに対する人件費相当分の費用についても補助するという事にしまして、これは面積によって何人役、2アール未満でありましたら6人役まで、1人役は2万円の計算で補助をさせていただきます。

現状、先ほど言いました消耗品的な部分については更新の時期に補助する制度はございますが、もともとハウス施設に対しての補助というところまでは、現状、この制度では範囲としていないところでもありますので、その拡充等についてはまた今後の検討課題というふうになっております。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）ありがとうございました。

消耗品費に対してと、プラス人件費ということでした。先ほど課長から2分の1というお話がありましたが、この方に、元はどれぐらいなのかと聞きましたら、やっぱり消耗品費だけじゃなくいろいろな部材費が要りますので、100万を超えているそうです。その部材費が今ではまた高騰しまして、人件費も、2万円ということでしたが、もう少し高くなっているようで、100万を超えた中で26万9,000円というのはちょっと厳しいとお話でした。

そして、先ほど消耗品費だけと言われましたが、それだけじゃなくてたくさん要る機械がありますので、例えば散水施設だとか自動せん孔機、自動植菌機、暖房機、浸水機、保冷庫などなどです。そのほかのものを新設、増設または更新に要する費用に使えるようにしていただきたいとのことでした。

シイタケは本山町の特産品です。高知市の居酒屋さんに行っても、本山町産原木シイタケのステーキというメニューがありまして、これは大人気メニューとなっています。育ててくださる農家さんを大事にしていきたいという気持ちがありまして、その点を町長どのようにお考えでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

今の制度の中身については、先ほど担当課から説明をさせていただいたとおりでございます。初期投資は、いろんなものをそろえていかなければならないので、非常に負担が大きいということもあろうかとは思いますが、今、全てやりますという話をしちゃうと、その予算があるのかという話になりますので、それはあまり、よろしくないという言い方はおかしいですね、駄目だと思いますけれども、いろんな制度、議員からいただいたご意見なんかも含めて、検討課題には当然していかなくてはならないと思いますので、そういうお声をこの議会の場でも、それから私たちも、農家の方、林業家の方、畜産の方、商工業の方もそうですけれども、そういうところからいろんな声をいただいて、それで、制度化できるものについては積極的に制度化していきたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）町長、前向きな発言と捉えました。どうぞよろしくお願いします。

そうしたら最後に、3番目といたしまして、補助金の出し方といいますか、使い方といいますか、そのことについてお話ししたいと思えます。

農家の補助金については、農林水産省の事業があつたりもしますが、なかなか自分では調べにくいし分かりにくいというのが現状であります。このことについては、農業のことだけじゃなくて何にしてもそうです。行政がつくったものは専門用語とかがあつてもう読んでも分からんと言われて相談されたりします。ふだんから書類を見ている私たちやったら、見慣れていたら分かりやすいですけども、そういう点が分かりにくかったりします。なので、ぜひとも頼れる職員の皆さんでおってほしいです。

住民は、役場の人に聞いたら分かるわと頼られていますので、役場の方はプロフェッショナルだと思っておられます。不安でいっぱい役場に相談に行くと、はい、このことですね、分かります、これがありますよ、やっちょきますと言われたら目の前の雲が晴れていくようで、涙が出そうになります。そういうお話を聞いたことがあります。逆に、担当が替わったのでと伏し目がちに言われたら、どうでしょう、お先が真っ暗になってしまいます。

今回、同僚議員、何人もが接遇の話もされましたが、住民は職員にとっても期待をしています。話が少しそれたようですが、農業委員会の担当の方は、農業の支援策についてプロフェッショナルでおるべきだと思いますし、農業者からの相談窓口になるべきではないでしょうかということをお願いしたかったわけでございます。国や県の事業も、使えるものは取り残さず、必ず使えるようにして、農業者の方が安心して農業に従事できるようにしていただきたいです。町長、どのようにお考えでしょうか、お聞きいたします。

○議長（岩本誠生君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この間、農業者に向けての制度の活用について、役場の横の連携が不十分で、若い農業者の方に多大なご迷惑をかけたことがございます。これは厳しく反省をしなければならないということは職場の、私も当然含めて強く反省をしているところでございます。このことは、農業制度の問題だけではなくて、役場全体で気をつけていかなければならないということは、さきの議員にもお答えしたとおりでございます。横の連携や報告・連絡・相談、報・連・相を一層徹底するというのを庁議においても徹底しております。

ご指摘の、制度の一覧表なんかを活用したという、やっぱり農業の補助も、林業も畜産なんかもそうです、商工業もそうですけれども、非常に助成事業も多岐にわたっております。ご要望を受けたときに何か該当するものはないかということで、逆に要望を受けたときにぱっと返せないときも当然多々ありまして、そういうときには、補助金の一覧表、冊子なんかもありますので、そういったものも見ながら、何か有利な制度がないかということについて担当課のほうで当たっているところです。

ただ、相談窓口の在り方について、これは非常に重要な問題で、ワンストップで、まずここで相談を受けると。でも、制度は多分、全部分かっていないので、そうしたら制度を調べる。それから、制度が分かっている担当がここというときには担当へきちっとつながりとか、そういったことについても今回のケースも踏まえて反省をし、担当課で今、協議をしているところでございます。

また担当課長のほうから補足があれば答弁をするようにします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長、田岡明君。

○まちづくり推進課長（田岡 明君）町長の補足答弁をさせていただきます。

議員ご指摘のとおり、農業者に対します補助制度につきましては、国・県・町等の行政の対応、あるいはJA等が関係する制度など大変複雑化をしております、その制度が毎

年、変更・更新をされるということで、我々担当職員も日々勉強もしながら、その情報に抜かりがないようにしていこうということは課の中でも話をしているところであります。

そういう状況でございますので、やはり農業者から見ても大変複雑で分かりにくいというのはご指摘のとおりであろうかと思えます。過去には、JAや森林組合の職員と合同で、毎年2月頃に各地域を回って、新しい制度の説明でありますとか農業者からのご意見の集約みたいな、地域巡回という形で、そういう場で意見交換を図る場がございました。現在はなかなか、地域の参加者が少なくなってきているということで、そういう形ではなしに、町のホームページや広報紙を活用したご案内という形に主になっております。やはりそれだけではなかなか制度自体も行き届かないという反省もございます。

今回ご提言があった、一覧表にして分かりやすいもの、それに、担当者は誰かということも含めて、周知を図るといのはやはり必要性が高いと思っておりますので、この事業一覧表等で分かりやすい説明資料を作成することについてはまた課のほうで取り組んで、農業者に制度等の内容が伝わる形を考えていきたいと思っております。またご協力をよろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）8番、上田亜矢子さん。

○8番（上田亜矢子君）考えていただいているということが分かりましたので、ぜひともよろしくお願ひいたします。

最後に、私たちの今の議員の議会もこれで最後となります。この町を何とかよくしていきたい、声なき声の代弁者になりたい、そういう気持ちでやってきましたが、至らぬ点もたくさんありましたことをおわび申し上げます。

しかしながら、こんな私の質問に執行部の皆さんは優しく答えていただきましたし、同僚議員、議長、そして何より住民の皆様のお支えがありまして、こうしてやってこれましたことをこの場をお借りしてお礼を申し上げまして、私の一般質問を終わります。どうもありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）これをもって、8番、上田亜矢子さんの一般質問を終わります。

ここで10分間休憩をいたします。

議長を交替します。

休憩 14:40

再開 14:51

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君の一般質問を許します。

10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）議長よりお許しをいただきましたので、10番、岩本誠生、一般質問を始めさせていただきます。

先ほど8番の上田亜矢子さんが、30回目の一般質問ということで感慨深く述べられておりました。私は、ちょうど任期が2倍でございますので、単純計算をいたしまして64回目の一般質問ということになります。一回も休んでおりませんので、64回目ということでございますので、私もまた感慨深い気持ちで一般質問を始めさせていただきたいと思っております。

まず最初に、通告をいたしておりませんが、ちょっとこれ大事なことでございますので、同僚議員がコロナのいろいろな関係で質問をされておりましたき出てくるかなと思っておったんですが、その話が出てきておりませんので最初に質問をさせていただきたいんですが、コロナのワクチン接種後の問題なんです。長期にわたって後遺症に苦しんでいる方がいるのではないだろうかということです。

実は私、ちょっと知っている方がいまして、コロナの予防接種してから、後遺症だというまでは断定はできませんけれども、非常に苦しんでる高齢者の方がいらっしゃる。もしそうだとするならば、予防接種健康被害救済制度という制度が設けられておりますので、この適用になるのではないかというふうに考えたりして、まず、そういう調査を町としてされているかどうか、接種後の状況についてですね。また、申出が、そういうのがあるかどうかということについて確認をいたしておきたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）通告されておりませんが、執行部、答弁できますか。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）10番、岩本誠生議員のご質問にお答えをいたします。

私の知り得る限りでは、そういった方のご報告は現在いただいておりません。担当課においてもそういった調査は今のところ実施をしておりません。

以上でございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございました。

突然の質問でありましたので、準備が整っていないことは当然のことです。また、本町においてはそういう方がいらっしゃるということでもありますけれども、私の聞いた範囲では、そういうことで苦しんでいらっしゃる方がいるということでありましたので、もしそういう方の申出があれば、申請に基づいた対応ができるんじゃないかなというふうに思いますので、そういうことでのお含みをいただいております。

この件は突然の質問で大変失礼をいたしました。

それでは、通告いたしております順番で質問をいたしたいと思っております。

まず一番初めは、本町の財政構造のことについてでございます。

当然、本町の財政状況については、令和4年の一般会計の予算の構成を見ても、

これは周知されているところでありまして、自主財源の乏しい私ども本山町にあっては、自主財源の比率が約19.2%、20%弱ということで、その他80.8%のものは依存財源ということになるわけでありまして。こういうふう考えた場合に、この依存財源の中に占める地方交付税、これが約43.2%になりますから、依存財源の半分近くの財源が、地方交付税という名目によって国のほうから交付税を受けて町運営がなされていると、こういうことになるわけでありまして。

そこで、この交付税なんですけれども、ご案内のとおり、その自治体の規模によって基準財政需要額というものが決まっています。すなわち、本山町であればどれだけお金が必要なのかということが基準財政需要額になるわけです。そして、それから本町における様々な収入財源を集めまして、これが基準財政収入額、その要るものの需要額から収入額を引く、そうしたらそこに不足額が出てくる。これが財源の不足額になるわけですね。この不足額について、交付税という形で財政の支援が受けられる、支援があると、国からですね。こういう仕組みになっているわけでありまして。

この仕組みというのは非常に重要なものでございまして、それぞれ計算された法定の単位費用というのがあって、その単位費用に、国調なんかで調べた測定単位、それを掛ける。そしてまた補正係数というのがありますね、密度補正だとか寒冷補正だとか、そういうものを掛けた形で交付税というのが出てくると。これが地方交付税の仕組みになっているわけですね。

地方交付税の種類は普通交付税と特別交付税に分けられておりまして、普通交付税というのは、今言った財源不足分の交付税に該当するものの94%が普通交付税ということで交付される、残りの6%が特別交付税という形で算入されている。これを俗に言うルール分と呼んでいますね、ルール分という決まったものだ。だから、これは間違いなく入ってくる分だと、こういうことになるわけです。

ところが、この特別交付税の仕組みの中で主要なパーセントを占めているのが特殊財政需要分、この特殊財政需要分というのは俗に勘案分と言われる。勘案分というのはさじ加減で決まってくると、こういうふうに俗っぽい言い方をすればなってきますかね。当然、県なり国なりのさじ加減によってこれが決まってくる。だから、これを俗に、腕の立つ首長は、国から予算を取ってきたぞとかいうような表現で言うわけです。だから、この特別交付税の中の特殊財政需要分をどのような形で私どもの町に頂けるかということが、本町の財源にとって大きな意味を持っているということにもなるわけ。

これは、様々な事業からいろいろ積み上げてきて、それで要望額を出すわけです。要望額を出してもなかなか全部これも、大体、今までの状況では18%程度しか要望してもつかないんだらうと、こういうことになっているようです。だから、これは、さじ加減で来る交付税とすれば、できるだけ町としての努力をしていかなければいけない、こういうことになるわけですね。

なぜ、私、今日この話をするかといいますと、実は大きな話がありまして、お隣の徳島

県で徳島県市町村長会というのが行われた。その中で、徳島県の市町村の中で3町だけがこの特別交付税額が減額されていた。そうすると、その3町の首長が、どうしてやということ知事にいろいろその原因とかいうことを質問したわけですが、なかなかいい答えが返ってこなかった。そこで、3町の町長は、3人そろって退場したというぐらい、ちょっとそこら辺の混乱があったというのが報じられております。

だから、この特別交付税というのは非常に重要な財源になっておることからすれば、本町にあっても、この特別交付税獲得のためにいろんな努力をしなければいけない。そのためには、当然、国・県のほうへのアプローチも十分していかないとかなんかというふうに思うんですが、この財源の確保のために町長としてどのようにお考えになっているかということについてまず質問を申し上げたいし、それから、お隣の町との特別交付税の額の比較ということも通告してありましたので、もし資料として提出いただければ提出をさせていただいて論議を深めてまいりたいというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員の一般質問にお答えします。

ご指摘のとおり、自主財源の乏しい本町におきましては、地方交付税の比重が非常に大きいというのはご指摘のとおりでございます。

特別交付税のお話でしたが、その構成と言われるのは、ルール分というものもありますし、病院とかそういった、それから、今まで決められておる特別交付税で算入しますというふうに約束された財源につきましては、国のルール分で算入されます。これが約57%ぐらいじゃないかというふうに言われております。

先ほど言われました特殊事情分というのは、よく言われるのは、突発的に発生したやむを得ない財政需要ということが言われますけれども、それぞれの市町村の事業、特殊な事業なんかを、特別交付税のヒアリングがございまして、それにその事業を拾い上げて申請しておりますけれども、正直なところ、それがどれぐらい算入されたかというのは、先ほど18%というお話もありましたが、実は私も、どれぐらい算入されていくのかというのは承知をしていないところでございます。

このさじ加減というところ、非常にデリケートな言葉でございまして、やはり財源確保に向けて県のほうにも要望もしていかなくてはならないし、ヒアリングの際なんかには、担当だけでなく町長とか副町長も出向いて、特別交付税の確保に向けて取り組んでいかなくてはならないというふうに考えております。

なお、具体的に数字につきましては担当課長のほうでお答えをさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）資料を配付したいので、ご配慮願います。

○副議長（澤田康雄君）資料配付のため暫時休憩とします。

休憩 15:04

再開 15:05

○副議長（澤田康雄君）休憩前に引き続き会議を開きます。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡 学君）岩本議員のご質問にお答えをいたしたいと思ひます。

お配りしました資料の内容につきまして若干ご説明をさせていただきます。

特別交付税の算定についての内容につきましては、議員からも詳しく説明をいただきましたのと町長からもありましたけれども、国のルール分、特殊事情等々がありまして、それを要望することによって国が算定をして決まるということになります。お配りしました資料で、5年間の推移を書いておりますけれども、増減額の内容につきまして要点をご説明したいと思います。

まず、30年度でありますけれども、4,400万余りの増額につきましては、7月豪雨の影響でありますのと、地籍調査の関係の増額、あと、特別支援保育教室に対する支援員6名を増額した分であります。令和元年度につきましてはのマイナスにつきましては、災害が減った関係での減であります。令和2年度につきましては、災害があったことと、病院の繰出金についての増がありました。令和3年度4,200万余りの増額につきましては、地域おこし協力隊員の増、地方バス、とさでん交通、嶺北観光、さくらバス等々へのとさでん交通の交通の関係の支援金、あるいはさくらバスの運行に対する分を算入していただきましたところであります。

あと、自治体クラウドの推進ということでは、この年に住民情報システムの集約と共同利用を進めた関係で算定をいただいたということが主な要点としてありますので、ご報告しておきたいと思ひます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございました。

この額を見てもみると、いろいろな災害とかいうような特殊事情、それに対する財源措置だというふうに理解はできるわけでありましてけれども、全てがその災害ということではなくて、それぞれの事業、何をやるかということによっても、かなり町村のばらつきがあるというふうに判断ができるわけでありまして。

澤田町政が発足してまず6か月、澤田町政の行政手腕というのは非常に手堅い、確実な行政をやっているというふうなことは、私どものほうも十分伝わってくるわけでありまして。しかし、この手堅さということについて考えた場合に、行政マンとしての手堅さというのはそこに非常に重要な要素がありますけれども、首長として今後考えていくためには、本山町のためには、行政マンだけでなしに、やっぱり政治家という形の政治的な活動、国・県に対する、これもまた期待をされるところでありますし、私もそういうことをぜひとも望んでおきたい。

ですから、町長が先ほど言われましたように、副町長とともに県庁、国のほうへも出向いて、これからそういう財源確保のための努力をしていくという力で強い言葉をいただきましたけれども、私、再三、関係町村と、例えば砂防の問題だとか、それから道路の問題とかということで整備局とか国のほうへ行きますけれども、私どもと一緒に行動する、これは、団体でみんなで行く、一つの連盟で行く、このルールの方だけではなくて、よその町村では別途に個別に、例えばA町、B町単独でまた要望活動をしているという実態も目の当たりにいたしておるところであります。

ですから、当然連、盟におけるグループの活動も必要なんですけれども、個別に、本山町としていかにあるべきかというような形で売り込みをしていくということも重要なことだと思いますので、ぜひとも、町長にあっては、そういうことも踏まえて今後の活動をしていただきたいというふうに考えておるところであります。特交については、当然そういうこともありますので努力をしてくださるということでもありますので、この件については置きまして、次へ進みたいと思います。

次は、本町の住宅の需要と供給という問題なんですけれども、本町は、この前聞きますと、かなり町営住宅を持っており、老朽化しているのもかなりあるということなんですけれども、その住宅に対して、需要というものとバランスは一体どうなっているのか。例えば、家が足りないとか、もう家は余っているんだとかいうふうなことの分析はどのような形でできているのか、この点についてまずお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡 学君）10番、岩本議員のご質問にお答えしたいと思います。

まず、町営住宅の現状でありますけれども、公営住宅41戸、特定公共賃貸住宅が26戸、地域優良賃貸住宅が10戸、改良住宅が32戸、一般住宅47戸、更新住宅40戸、移住促進住宅が9戸、お試し住宅が1戸で、計206戸の住宅を保有して管理しておるところであります。住宅の空き状況につきましては、公営住宅が6戸、一般住宅が11戸、地域賃貸住宅、これはクラインガルテンでありますけれども、現在、3戸の空きがあるという状況であります。

ご質問の住宅への需要についてでありますけれども、令和3年度には7戸の応募がありまして、うち3件の方が入居をされております。また、入居が決まっていない4戸につきましては、現在、随時、行政連絡やホームページなどで募集をしているところでもあります。

また、供給の部分でありますけれども、空き住宅につきましては、ホームページや定期的な行政連絡で随時募集をしているところでも、最近では、単身での入居を希望される件数多くて、世帯用住宅としての入居条件を満たしていないことから、お断りをせざるを得ないケースも増えております。その場合は、まちづくり推進課が窓口となっております空き家バンクへ照会するなど、つなげております。

バランスよくいっておるという状況ではありませんけれども、現在の状況や入居された  
い方のニーズに沿った住宅政策が求められるというふうに認識しておるところであります。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）状況はよく分かりました。

ということは、まだ需要はどんどんあるというふうに判断をしていいと思うんですが、  
たくさんある中でも、もう老朽化して、住んでいただくには無理なというぐらいの住宅も  
あるのではないかとこのように思います。

なぜ、この質問をしたかといいますと、3番目に次に入るわけですがけれども、3番目の  
ことと一応関連があります。当然、住宅の問題でありますので関連があるわけですがけれど  
も、一般の住宅ということと、次に私が質問する更新住宅ということと、やはり総合的に  
本山町の住宅政策を考えていかなきゃならないんじゃないかと、こういうことであります。

まず、更新住宅の問題に入る前に、本年の3月議会に減額補正をした更新住宅の事業の  
予算でありますけれども、これは、この前に開かれました議員協議会でも話が出ましたけ  
れども、地元との協議が調わない段階でいつの間にかその開発計画が変更されて、議会  
で議決された予算が何の説明もなく執行されなかったと、こういうことで議会のほうから  
指摘を受けているところあります。

実はこれは重大な問題でありまして、執行権と議決権、執行機関と議決機関、これの一  
つの大きな意義から考えて、計画が出て予算を決めて、これをやりなさいと議会から承認  
をされて出したものが、執行部の都合か何か知らんけれども、できなくて変わったとい  
うことについては、当然、執行部が議会に対して、こういう事情でこう変更しましたので、  
こうしますということを行わなければいけないのに、それができずに、今回のような予算  
の減額を3月末でしなければいけないというようなことが起こった。これは行政不信に結  
びついてきますし、住民からいっても、これは裏切り行為であるということさえ言われて  
いる案件であります。

このことについて、まず町長のほうから一応所見を聞いておきたいと思います。それ  
に基づきました質問を続けたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

更新住宅につきましては、地区の皆さんの委員会等にもご協力をいただいて協議を進め  
て、この計画を実施してきておりました。ところが、今ご指摘のとおり、事業計画が変更  
になり予算との整合性が全然取れていないということで、これはもう本当に私も、3月議  
会でこれを減額しなければならないというのは誠に申し訳ないというふうに思いました。  
やはりきちっと、計画を変更するときには地区の委員会の皆さんにもご説明もし、ご理  
解もいただき、予算についてもその計画と整合性を図っておかなければならないというの  
は、これは、今ご指摘のとおり原則だというふうに私も思っております。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）当然そういうことの認識はあったということでありましてけれども、澤田町長は、前町長から引継ぎを受けた事項であって、そういう面では、内容的に熟知をしていないという部分も私はあったんじゃないかなというふうに思います。

この経緯については、町長は納得をできる経緯で住宅の予算が減額されたというように思っていますか。それとも、前町長から引継ぎを受けたのでやむを得ず3月にやったと、減額したと、こういうことになるんですかね。

これは、私も地元のほうからもたくさん資料を頂いたり、それから、地元の区長、委員長のほうから町長宛てに質問状が行ったりというようなことで、議員協議会で質問状も各議員のほうに配られて、十分この点については同僚議員も理解をしているところでありましてけれども、この件について町長も、納得いかなかったら、この件に私は納得いかんとはっきり言わんと。

この件は、やむを得ず、私は、この予算の減額措置をやったんだと思っています、やったのは。しかし、その前提にある計画変更については、これは手順的に間違っていたんじゃないかという認識は持っていただかないと、そうせんと、この予算を減額したことについては私どもも逆に納得はいかないと、こういうことになるわけでありまして。

これは、町長、内輪話をするようですけども、前町長は、その40戸というのを委員会に出したという話は聞いています。その出したときに、なぜ50戸のものが40戸になったのですかと、こういう地元での問いに対して、建てないのではない、いいですか、ここが大事ですよ。建てないのではない、建てられないのだと、こう答えております。もっと平口で言うならば、建てたいけれども建てることができないんだと、こういうふうに取りれるわけですね。その根拠は何ですかということを経区の人が質問したところ、答えない。財政的な事情ですかと言うたら、いや、そうではありませんと答えた。ところが、それ以上のことは理由として何ら述べていないということが、地元の人から頂いた資料の中に記載をされております。そしてまた、質問状の中にもそういうことが書かれている。

このことについての認識が町長になかったら、これから地元の人たちと話していくときに、いつまでたっても前町長との引継ぎだということを強調した上で、もう平行線をたどる一方になってきます。

町長、行政手法としてどうも間違っていたんじゃないかという認識がないと、この問題は私は解決しないと。ただ引き継ぎ事項だ、引き継ぎ事項だと言うだけでやるんだしたら、この問題は解決しないというふうに思いますが、見解を伺いたいと思います。

○副議長（澤田康雄君） 執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君） お答えします。

引継ぎについては、当初計画は50戸だったが、既に入居資格等が死亡などで減員したこともあり、現在40戸で計画変更していると、これは引継ぎ内容ですね。幾度か地区に

出向き理解を得るように努めたと。制度の趣旨、というのはこれは住み替えということだろうと思いますが、からも事業見直しの必要があったと、会議ごとに40戸と説明していると、それに変更はないという引継ぎを受けました。

この間、いろいろ論議をしてみますと、やはりその計画変更をするときに、先ほどの繰り返しになりますけれども、地区の委員会の皆様に協力もしてもらってこの事業を進めてきたという経過がございますので、地区の委員会の皆様にも、きちっとその計画変更をする前に話をし、ご理解をいただくという手順を踏む必要性があったというふうに私は思います。

そういう手順を踏めば何らかの解決策もあったんじゃないかというふうに思いますが、幾度か話を持ったというのは引継ぎでも受けておりますけれども、その減額補正については、これは補正予算を計上するときでございますので1月か2月だったと思いますけれども、この予算が減額できていないというのを担当から聞きまして、これはもう繰越しの手続も取れる状況でもございませんし、そのまま置くと決算のときに不用額として出てしまうということで、先ほどの繰り返しになりますが、この計画と予算の整合性が取れていないということについては本当にあり得ないというふうには私も思いますけれども、3月議会では、議員の皆様にお断りを申し上げ、減額補正を提案させていただいたところでございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）いや、減額補正については、議会のほうも、財源がないものを予算に計上することはそれは適当じゃないということについて、一応、賛成多数という形で可決はされています。しかし、その前提に、納得がいった上でのものではないということ、もう議員協議会を開いた上でも執行部には伝わっているはずなんです。

それで、更新住宅に関する質問に対する回答についても、これは十分、地元の方を納得させ得るだけの内容ではないというふうにも思うんです。というのは、経過が十分理解をされていない回答になっている。

そもそも更新住宅というのは何なのかと、こういうことからまず出発しないと。更新住宅というのは、本山町の更新住宅の設置及び管理に関する条例の中には、低額所得者に賃貸する住宅及び附帯施設、国の補助を受けて建設しということ。町が国の補助を受けて低額所得者に賃貸する住宅としてこの更新住宅を建設しますと、こういうこと、これが設置ですね。そして、先ほど改良住宅の住み替えということも出ていました。この更新住宅を建てて、町長は、改良住宅を住み替える人に優先的にこの住宅を提供しますということも条例に書かれている。だから、あくまでも住み替えイコール建設ということではないと、こういうことなんですね。あくまでも町の住宅政策として更新住宅を建てると、そして、住み替えの人はそれに入ってくださいと。

そのときに、50戸ということの設定を地元としたときに、当然、その50戸全部埋まっていない。私の頂いた資料では46戸まで埋まっていたということです。そして、その

後、建設期間が長くなったために亡くなった人が出てきた。そのために、その4戸足す10戸分が出てきたと。この10戸分を最終的には減らそうじゃないかと、こういうことで50から40ということにしたというのが、数字的に見ればそういうふうになるわけですけども、しかし、これを建てる時の条件で、当然、建設期間が長いから亡くなる人は出てきます、亡くなったときにはどうしますかと言うときには、それは一般住宅として募集をするようにする。当然、ここに書いてある条例に基づいてということですね。条例に基づいて公開公募によって入居者を募りますと、こういうことです。こういうことまで地元の方に説明をした上で行った事業であったわけです。

私は、もう一度、町長は原点に戻るべきだと思います。その話をしたときから原点に戻って、もう一度、地元の人たちに腹を割って町長としての考え方を述べ、そして、今後どうするかということをはかるべきだと思いますが、町長はその気持ちはありませんか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）やっぱり地区の委員会の皆様にもご理解をいただくということについては、これは進めていかなければならないというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）町長、ご理解をいただくということじゃなくて、原点に戻って、町長が最初に約束した原点に戻って、もう一度検討をし直すということじゃないと、ただ単に理解を、理解をって、何の理解を求めるのかさっぱり分からんじゃないですか、それでは。こういうふうな形で町として出して理解を求めると言うなら分かるけれども、ただ単に、答弁の一つの決まり文句のように、理解を求めたいとか検討するとかいうことだけじゃなしに、町としての今までの経過があるでしょう。今までのプロセスを見た場合に、どうも町として地元の方と十分納得いくような話ができていない。町としてのやはり瑕疵もあっちゃうということであれば、もう一度原点に戻って、地区の皆さんとこの計画については話し合いますという姿勢を示さないと、ただ単に理解を、理解をとすることだけでは、それはちょっとおかしいんじゃないかなというふうに思いますので、改めて答弁を求めます。（「議長、暫時休憩をしてちょっと審議せにやいかん」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）いや、それは。（「いや、昨日やっちゃうことやから」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）進行中ですので。（「審議して。問題が生まれた」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）いや、進行中ですので。（「今のやり取りで問題が生まれたから暫時休憩をして」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）いや、議を進めます。（「ちょっと時間取って」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）進めます。（「議事進行」「次へ進んだらできんけん」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）会議を進めます。（「何で分からんの。今のやり取りの中で問題があるから休憩をして明らかにせにやいかんということ」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）質問者が質問しましたので、答弁がありますので進めます。

(「答弁の後でね、ほんなら」「まず答弁させてください」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) 執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君) お答えします。

やはりこれまでの経過の中で、私は、確かに課題があったと、問題があったというふうには理解をしております。そういう意味では、それも含めてやはり理解を求めていかなくちやならないということは痛切に感じております。(「議長、ここのやり取りの間に問題がある」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) いや、質問者がおりますので。(「問題がある。昨日やったことやから、これは」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) 静かに、ちょっとお願いします。(「昨日やったことやから、これは」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) 一般質問をやっていますから静かにしてください。

10番、岩本誠生君。

○10番(岩本誠生君) 町長が今言うたように、課題があった、問題があったということの認識の上に立って地元と今後協議を重ねていくというスタンス、これは非常に大事なことです。ただ単に50を40にすることの理解を求める、理解を求めるじゃ、これは話にはならないので、当然、今までのプロセスを反省しながら、町として一応踏んできたことが果たして住民の方に理解をされたかどうかということは、当然、私はやっていただかないといけない。

そういうことがやっていただけるということであれば、ここですぐ40建てるとか50建てるとかというようなことではなくて、あくまでも地元の皆さんと話し合った上で決める。これは、今まで町が地元に対して常に、話し合っやっていきたいと思います。これは、今まで町が地元に対して常に、話し合っやっていきたいと思います。これは、今まで町が地元に対して常に、話し合っやっていきたいと思います。これは、今まで町が地元に対して常に、話し合っやっていきたいと思います。

○副議長(澤田康雄君) 町長、澤田和廣君。

○町長(澤田和廣君) この間の経過については私も同じ認識でございます。(「議長、これ昨日やった……」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) 6番議員、静かにしてください。(「昨日もやったばかりやから、時間かけて」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) 今、議会中ですから。(「議会でやっていないことじゃないんやから」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) 今、一般質問をやっていますから。(「昨日これは十分時間をかけてやったことに矛盾が生まれたから、暫時休憩で明らかにしてくれという」の声あり)

○副議長(澤田康雄君) 一般質問中ですから静かにしてください。

10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）いろいろお話が同僚のほうからあるようでありましてけれども、私の一般質問の内容については、地元とその細かいことについて今後、今までの過程を考えながら話し合っていくということをここではまず求めておきたいと、こういうことなんで、それについては町長はそういうことで対応したいということです。

これは、住宅政策と絡んでいるわけですから、単に建設イコール住み替えということだけで解決する問題ではないわけでありまして。ああすることによって今まで計画されてきたことが全て、行って状態を見たら分かると思うんですけども、もう計画と全然違ってきている状態なんです。空き地の問題にしても、それから公園の問題にしても、様々なものがもう当初のあれと全然違ってきているんですね。今までのこうしたいという町の考え方というのも全くそれに生かされていない。そうすることによってぐちゃぐちゃになってきたというところがある。そういうことも修正をしていかんと、どうも、当初の町が理想としていたあそこの団地造りというものはまだ完成の域には達していないと、こういうふうに感じるところです。

ですから……（「昨日やったばかりやから、ここの間に矛盾があるから、一言ね、やっぱりはっきりせないかんのじゃないかと言うているんです」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）一般質問中ですから、6番議員、静かに願います。

○10番（岩本誠生君）それで、議会が当然これについては、前々から言っているように、議員協議会を開いたりいろいろして町に対してもそのことをお願いしているし、地元の意見を聞いて当然やってくださいということも今までやっているし、議会としては、例の減額補正を承認したということは、決してこれ、50戸を40戸にすることを認めたわけではない。あくまでも予算上の措置としてこうせざるを得ないという町の苦境を聞いたために、それを、ないものを予算化するわけにいかんということで承認したということが背景にあるわけですからね。議会が承認したじゃないかということでは私はないというふうに理解していますから。（「そうそう、そこに問題があると言うてるの。昨日やったばかりやから」「議長、議事妨害者は……」「ちょっと一回休憩を取ってやらせてや。それが民主主義やろ」の声あり）

○副議長（澤田康雄君）今、質問中ですから静かにしてください。

○10番（岩本誠生君）ちょっと待ってください、一般質問中で。

このことについては、時間的なこともありますので、私のほうは質問を続けていきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）続けてください。

○10番（岩本誠生君）それで、今の3番目の問題については、地元に対して、原点に戻ってもう一度協議するということが理解をいたしておきたいと思います。それでよろしゅうございますね。では、そういうことでありますので、この問題については以上とします。次に、懸案の嶺北中央病院の給与問題。

同僚議員がこの問題についても触れておりましたけれども、どうも町の答弁が今までと

全く変わっていない。これじゃ解決にならない。やはり何らかの形で解決をしなけりゃいかんということからすれば、前に出した案だと、あれもいかん、これもいかんと。国賠法で出したところが、国賠法の中には労働基準法の関連があつて、それはもう既に払われちゃうから国賠法は適用にならないとか、いろいろそういう話が出てまいりました、顧問弁護士が言うたとかいうようなことで。私は、国賠法、できるんじゃないかなと当初思ったわけですけども、それもいかんということで町がどうも重い腰を上げない。

そこで、解決策としてはあと一つしか残っていない。もう和解しかない。例えば二つ方法がありますね。賠償に係ることに対して賠償請求をされちゃうわけですから、損害賠償を。それに対しての和解という形で、幾らにするか、例えば金額の80%で和解をすとかいうような形で双方が歩み寄って、それで解決するか、それとも、職員側が債権を一遍放棄した上でその損害額について和解金を出して、そしてその和解金について議会の議決を得ると、こういう方法。とにかく、どちらにしても議会の議決を必要とするわけでありますので、和解という形の打開策はないかどうか。

私は、もう最終的にはこれしかないかなと、今までずっといろいろ言うてきたけれども思っているんですが、町長として、何ちゃないと、もうバンザイ、お手上げだと、こういうことではなくて、何か方法とすればそういう方法もあるんじゃないかと思うんですが、見解をちょっとお聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

議員ご指摘のとおり、この間、労働基準法の給与の請求権の問題、国家賠償法の損害賠償の請求権について、それから判例についてもですね、いろんな判例がありますので、判例などについても検討をしましておいております。関係機関などとも相談を繰り返してきておりますが、なかなか解決につながらないままになっております。判例でも、著しく不公平で不平等な形になっておるとかいうような、場合によっては損害賠償なんか認められたというようなケースもございますので、もう少し解釈をきちっとして、何らかの対応が取れないかということについては引き続き検討をしまっていきます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）でき得れば、我々の任期中に解決するべく努力をしていただきたい。というのは、我々の任期中に起こったことでありますので、それについてはやはり任期中に解決するというところで、同僚議員等も当然そういうふうな考え方だというふうに思っていますので。とにかく、方法は私はあると思う。法的には和解が一番かなと思って提案申し上げたんですけども、別の方法もあるかもしれないけれども、とにかく、解決するという方向で、町長、一つの決断を下していただきたいというふうに思うんですが、いかがですか。

○副議長（澤田康雄君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ご指摘のとおり、この皆さんのメンバーの中で何とか解決できないかと、この6か月、努力を重ねてまいりました。引き続きその努力をしていきたいと思えます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）町長がそういう決意であるということであれば、任期もあと僅かでありませうけれども、また臨時議会等もあるようでありませうので、何らかの形で提案もあるかも分からないというふうに思っています。とにかく早く解決して、働く者も一生懸命働けるような職場環境になるようにしていかなと、今のままだとどうしても、職場の雰囲気、人間関係、様々なものがやっぱり崩壊してしまうおそれがありますので、対応を急いでお願いしたいということをお願いしておきたいと思えます。

次に、5番目として新しいまちづくり、これはもう同僚議員からも何回も出ていましたけれども、新しいまちづくりを、町長としては例えば活性化の委員会をつくってやるかというふうな形の話をしていました。私は、これから先の本山町をどうするかは、やはり庁舎ができた、庁舎ができるここら辺りの環境も変わってくる。その庁舎を中心としたこれからのまちづくりをどのようにするかという青写真を当然つくっておかないかん。

そのためには、いつかはこのまちづくり構想が出ていまして、数年前の議会のときも、10年ぐらい前なのかな、コンパクトシティという構想がありましたね。コンパクトシティ構想というのがあって、とにかく中央部へいろいろなものを全部集めようやないかと。それで、とにかく周辺のもを全部集めてしまおうと、こういうことが言われていました。ところが、こうしてしまうと一極集中になってしもうて集落が崩壊してしまうという危険性があるので、なかなかそれに踏み切れなかったということがあります。

そして、ちょっと進んできた今日、コンパクトビレッジという構想が生まれているというふうに聞いております。ビレッジ、それは、必要なものだけを何々ゾーン、何々ゾーンという形で中心地に置くと。しかし、集落は今までどおり残して住みやすいような形で、今言ったバスとかいろいろなものを動かしながら全体を網羅していくような、そういう村づくり、すなわち、コンパクトシティということからビレッジという構想に変わってきておるというふうに聞いています。

本町のこれからのまちづくり、いろいろ構想があると思えますけれども、町長として、やはりコンパクトビレッジ風の町を目指すべきではないかというふうに提言をしたいと思えますが、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）コンパクトシティ、ビレッジのご提案についてお答えをいたします。

公共施設や商業施設、それから住宅などを一定のエリアに集約していくと。医療や福祉や防災などの生活環境の向上と行政コストの抑制などを図るという目的にも、そういったまちづくりが取り込まれるということ、それがコンパクトタウンだというふうに理解して

おります。先ほど一極集中じゃないんだという話がありましたけれども、本町は、比較的小さいコンパクトな自治体ではないかなというふうに思います。

しかし、過疎化や高齢化が進む中で、遠隔地で点在する住宅もあり、高齢化に伴い移動手段も限られてくるなど、日々の生活や医療、防災などで心配事なんかも生じております。住み慣れた地域には愛着もあるとは思いますが、医療機関や商業施設の近くに生活を移すという、例えば高齢者住宅の問題なんかもその一つということでございますけれども、今ご提案いただいたことについては参考になる点があるかと思っておりますので、今後、そういうまちづくりに生かしていきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） とにかく、まだどのような形でというものが明らかになっておりませんけれども、まず基本的な構想というものを立てる。すなわち、基本構想を立てて、それから基本計画を立てて、そして実施計画というようなそれぞれのプロセスがあるので、それを踏んでいかにやいかん。まず、基本構想として、大きなものとして、どういうふうに考えていくかということのものについては、町長としては、やはり所信表明等でぼんと打ち出して、町長、澤田色というものをアピールする必要があると思っております。

だから、ぜひともそういうことの構想をまた近い時期にお示しをいただけたらありがたいなというふうに思いますし、私どもも、いいアイデアがあればどんどん提供してまいりたいというふうに思います。この件については、そういう要望ということでお聞き取りをいただければありがたいと思います。

次は、大きい項目の2番目に移っていきます。

○副議長（澤田康雄君） はい。

○10番（岩本誠生君） まず、行政のデジタル化の取組についてということであります。

もう近年、このデジタル、デジタルで、至るところにこういう話題が出てまいります。国のほうもデジタル庁をつくったりしていますので。ところが、これがあまり進み過ぎると高齢者がついていけない。さっぱり分からないというようなことも多いんです。アナログからデジタルへ、一体、何がどうなったのというようなことを年がいくと考えてしまう、アナログって何、デジタルって何と。ちょっと見てみますと、レコード盤が昔ありましたね。レコード盤がCDになった、あれも一つのアナログからデジタル化だと。それから、携帯電話からスマートフォンになった、これもデジタル化だというようなことがいろいろ言われています。非常に面倒くさいというか、年寄りには分かりにくいものがある。

ところが、これをすることによって行政の業務の効率化、様々なものが能率的に業務改善がされていくというメリットも大きいことは事実であります。

そこでまず、今現在、私どもが備えておりますIP告知端末、あそこにありますけれども、これの有効利用が十分できていないんじゃないかと。前からこの問題については何回か触れたことがある。ただ単に音声の告知をするだけで、双方向性のメリットも使われて

いないし、回線の中には音声の回線と映像回線があるのに、映像回線なんて全く使われていないじゃないかというようなことで、せっかく持っている I P 告知端末の機能が十分使われていないというふうを感じるんです。これをもっと有効に活用するということが必要じゃないかと思います。

というのは、これをつけてから大分になりますので、せんだって高齢者の方々から、放送が始まったんでぱっと聞こうと思ったら1回で終わってしまうんで聞き取れなかったと、こういうお話を聞きました。横に録音のやつがあるけれども、押したら聞けるんじゃないかと言うたけれども、もう古くなってなかなかそれも聞き取りにくくなっていて、構わんもんなら2回ば言うてくれんろかねと、こういうふうな要望もお聞きをしたところであります。あまり聞き取れん。鳴って、聞きに行ったときにはもう終わっていると、短いあれだとね。そういうことで、伝わっていないというふうなことも言われました。

ですから、できるだけそういうことが起こらないように、もう一度この告知端末の使われ方というものについても広報をする必要があるんじゃないかと。録音はこうしてやりますよとかいうことで、もう一回。当初はやりましたけれども、最近ほとんどないからもう忘れてる方もいらっしゃる。こういう必要もあるんじゃないかというように思いますが、まず、こういう I P 告知端末の有効利用と本町のデジタル化の取組、これはどのように現在考えていらっしゃるのかということについてお聞きをいたしておきたいと思えます。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）10番、岩本議員のご質問にお答えします。

私も、デジタル化というのは非常に、得意分野ではありませんけれども、苦手な分野でございます。自治体での導入が進められております自治体DX、いわゆるデジタルトランスフォーメーションについては、明確な定義づけが総務省でされていますというふうに文書に書かれておりました。「デジタル社会の実現に向けた改革の基本方針」において、「デジタル社会の目指すビジョン」として、「デジタルの活用により、一人ひとりのニーズに合ったサービスを選ぶことができ、多様な幸せが実現できる社会」、「誰一人取り残さない、人に優しいデジタル化」というのが示されておるところでございます。

デジタル化については、多額の費用が発生して、費用対効果の問題なんかも十分検討はしなくてはならないと思えますけれども、日本の国の流れはデジタル化というふうに動いておりますので、先ほどの目的、ニーズに合うものにつきましては行政でも取り入れていきたいというふうに思えます。

なお、個別の案件につきましては担当課のほうでまた答弁をさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君）総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えいたします。

ご指摘をいただきました告知端末の有効利用につきましては、ご指摘のとおり、十分、

ある機能が生かされていない部分がありますので、なお研究をしていきたいと思っております。

それと、お問合せのありました聞き逃した放送の件についてでありますけれども、現在あります正面のボタンの中に「再生」というものがありまして、そこを押していただくと、もう一度繰り返して放送ができるということになっております。これは直接、住民の方からもお話をいただきましたし、せんだっては、このボタン操作について、放送の際に放送したということもあります。これにつきましては、繰り返し、利用できるように周知をしていきたいと考えております。

また、本町のデジタル化の取組というところでは、現在推進していますマイナンバーカードの普及をしてその一助にしたいと考えておりますし、ヤフー防災アプリを用いました災害時の情報発信でありますとか、町のホームページを更新するというところでありますのと、あと、農業分野では様々な事業を導入いたしまして、水田センサーでありますとかドローンを用いた農薬散布などの農業振興に取り組んでおるところであります。

以上、答弁といたします。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。

このデジタル化の取組としては、やはり本町における高齢者に対する対応、これ、どのような形でこのデジタル化を生かしていくかという高齢者の対策、それから防災対策、防災についてどのような形でこれを反映させていくか、それから商工振興、それから畜産・農業振興、こういうような活用の情報伝達、様々なものにデジタル化を生かしていくこと、これが求められるというふうに思います。

特に高齢者にあつては、なかなか自分で対応できないという部分がありますし、安否確認についてもそのとおりでありますし、そこらあたりの対応を十分しておかんと、独居老人の方が孤独死をするとかいうようなことさえ、前々から言われているように起こってくる。これはもうやっぱりこのデジタル化の活用によって、できるだけそれを未然に防いでいくということの措置も必要ではないかというふうに思うところであります。

特に、デジタル化が進んでくると、一番の問題はやっぱりセキュリティー、安全対策だということになるかと思っております。同僚議員からも今日質問に出ておりましたけれども、振り込みとかいろいろやる場合に、ボタン一つ間違ったらとんでもないことになるというこの対応、これをどれだけ徹底させていくかということも、便利にはなるけれども、そういう非常に危険性をはらんでおるといふこともまた考えなければいけない。

そのためには、職員各位が、今日も研修の話が出ておりましたが研修を積み、まさにそれを使いこなせるだけの技量を持っていないと間違いが発生してくる、また、いろんなところから侵入されてくるというようなこともあつたりして、せっかくの優秀な機能を持った機器がとんでもないことになってくるというようなこともありますので、対応を十分しておかなければいかん。

このデジタル化の中で、ある町では、お金の地産地消という考え方でもって、町と商工

会がキャッシュレスカードを作っている。そして、このキャッシュレスカードでもって町民の消費意識を刺激したり、それから地域内での経済の循環をしたり、地域外へのお金の流出を防止したりしとるといようなことが可能であるという発想の下で、キャッシュレスカードを全員に作って配った。そして、本山町の事業に参加をしてためる、そして加盟店で買って使う、そして、またためる。これ、地域のお金を地域で循環していこうじゃないかという発想があるというふうに、この制度ではお話を承ったところであります。

本町がそれを取り入れるかどうかは別としても、そういうデジタル化の中で、町内でキャッシュレス決済の普及を図って経済の循環を考えているという行政もあるということも、一つのこれは参考にしていくなかではないかなというように思うところであります。

次に、それを踏まえて、本町のDX推進チーム、すなわちデジタル化推進チームの設置ということについてはどのような形で対応しているのかお聞きしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡 学君）ご質問にお答えいたします。

現状、全庁的な推進チームについては設置をしておりません。県主導で開催されておりますデジタル化推進のワーキンググループ等へ参加をし、県内の取組情報の共有は受けておりますけれども、今後、推進体制の検討が必要だと考えております。国が定めた自治体DXの推進計画に基づいて、システム、タブレットを活用した普及促進、オンライン化などに取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）まだできていないということではありますが、やはりこういう時代でありますので、早く推進チームを立ち上げて対応すべきじゃないかなということを申し上げておきたいと思います。

本山町には、情報化推進計画というのがたしかあったはずであります。ちょうどこのIP告知端末を普及させるときにこの計画をつくったように記憶をしておるんですが、目の目はあまり見ていない。そういうものの活用が図られたという話は聞いたことない。その存在さえ分かっていないかなと思うんですが、そこらあたり、あるというのはご存じですか、行政のほうは。いかがですか。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡 学君）今回のご質問を受けまして調べましたところ、計画をまだ策定していないというところであります。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）私の記憶では、このIP告知端末を導入するときに、こういうIP告知端末を導入することによってこうなりますということを示すために情報化計画が示

されていますよ。それ、示されていないんじゃない、ありますよ。だから、ないと言われるほど活用していないと、こういうことなんでしょうかね、どっちかという。ありますので。だから、今頃、こんなデジタル化だ言うて騒ぎ出して、その情報化計画があったかどうかというような話じゃない。そんなもの、表へ出て、ありましたよと言うかと思ったら、いや、ないですよというふうな話になっているから、ちょっとおかしいなと思います。

知っている方、いるんじゃないですかね。建設課長なんかうなずいているから、多分、総務課長、これあるんですよ。総務課長が知らないだけであって、あると思います。それはやっぱりもう一遍、表へ出して、見直すべきは見直して、情報化計画の実現をやっぱりしていかないと。進んでいないのはそこにも原因があるんですよ。IP告知端末が昔のまま機能を果たしていないというのも、そういう原因があるんじゃないかというように思います。ぜひともそういうことで推進をお願いしたいと思います。

それでは、2番目の大項目を終わります、3番目ですね、3番目に進みます。

○副議長（澤田康雄君）はい、次へ移ってください。

○10番（岩本誠生君）3番目、教育関係であります。

昨日も同僚議員から、嶺北高校の野球部が55年ぶりに高野連に復帰して活動を開始しましたということを述べておりましたし、町長も、冒頭の行政報告の中で、このことを非常に喜ばしいと、朗報だということでお話をしました。私も、60年ほど前の野球部の先輩として、60年ですから長いですがけれども、非常にうれしい限りであります。

そして、この復活を去年あたりから私も一生懸命努力をしておったんですが、そのときに、高校の野球部が復活したら高知放送から特番を組んでくれるということ声を高らかに自慢げに言った記憶があります。実は今でもその企画はあるんですが、聞いてみますと高野連からストップがかかったと、こういうことでありますので、私も、えっ、どうしてかとやりますと、野球憲章に触れるということでした。一つのチームだけをクローズアップしてやることについてはなかなか難しいと、特集でやるということは。だから、やるとすれば報道としてやるということだったらいけれども、それにスポンサーをつけてやるということについては野球憲章に引っかかると、こういうことのようなんで、誠に太い声で高らかに言いましたけれども、そういう事情があつてどうも特番は難しくなったということだけ、これ、おわびと訂正をしておきたいと。

ただ、野球部が復活したこと、これは非常に喜ばしいことでもありますので、今後とも皆さん方のご支援・応援をお願いしたいと思うんですが、そこで、今は10名なんですね、昨日も話に出てましたけれども。3年生がのいてしまうとまた少なくなって、部の設立に必要な人数には達しないということになるんです。これは1年生が後へ入ってくれば構わんわけですが、どうしても野球部というのを活動させるためにはその底辺が必要なの。それを支えていく小学校とか中学校の子どもたちが必要なの。そして、その子どもたちが高校に上がって活躍していただけるという、こういう一つの形が必要。土佐町中には野球部があるわけですがけれども、今年、2人は梶原高校へ、あとの2人は市内の高校へ行つたと、

4人が抜けてしまいました。中高一貫でやっていますんで、連携校でありますんで、こちらへ来てくれたらありがたかったですけれども、やはりまだ野球部が発足していなかったということもあって行ってしまった。

これは、土佐町中にはまだあるんですが、嶺北中にはないんですよね、野球部が。ソフト部はあって休部状態だとかいうふうに聞いていましたけれども、どうなのでしょう。できれば、今の嶺北中学校の子どもたちで野球をしたいという希望がある者については、土佐町中と連合チームをつくるなりしてやはり野球ということに慣れていただくというふうなシステムを、前から言っているのが、これ、通れないんでしょうかね、教育長。前にも言うたんやけれども、今お世話になっている副町長のときにもその話をしたんですけれども、なかなか実現しなかった。

これ、教育長同士で話をすると何かうまいこといくんじゃないかなと思って言うたけれども、なかなか実現しない。どっちがどうなったのか分かりませんが、実現をしなかった。教育長、どうでしょうか。一応、そういうふうな形で連合チームをつくってできないかなという提案をしたんですが、ちょっとそこらあたりの見解を教育長に聞いておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）10番、岩本議員の質問に対し答弁を申し上げます。

一昨年から活動を続けておりました嶺北高校野球部が部活動に昇格し、ここからがスタートだと高知新聞で紹介をされておりました。生徒の頑張りや、教職員、関係者の皆様の応援・支援の成果であり、学校の魅力化、地域の活性化に結びつくものだと期待をしているところでございます。

質問のありました嶺北中学校のソフトボール部の現状ですが、部活動として活動しております。現在、部員が5名、3年生が4名、2年生が1名という人数でございます。試合への出場は、北陵中学校と連合チームとして出場しているところです。7月の県総体への出場が決まっているというふうに聞いております。

野球希望につきましては、今のところ、野球をやりたいとの声は具体的に上がってきていないということでございます。今後、野球希望者がいれば部活動の編成になりますので、まずは学校のほうで協議をしていただくことが必要じゃないかというふうに考えております。協議をしていく中で、必要な支援があれば対応していきたいというふうに考えております。

議員もおっしゃられましたように、中学校から高校へと継続した運動部が地元嶺北高校にあることは、嶺北高校を進学先として選択する一つの要素になるというふうにも考えているところでございます。連合でどういうふうに行うかというのは、やはり学校の中でどうしても顧問、副顧問といった、現在の時点ではそういった制約といいますか制度がございますので、そこら辺、何点かクリアせんといかんところもありますが、協議の中で、支

援があれば対応していきたいというふうに考えております。

答弁とさせていただきます。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。

希望者がおらんのに無理やりというわけにはいきませんので、希望者がおった場合にどう対応するかということでは柔軟に対応したいと、こういうことでありますので、土佐町との連合チームも全く希望がないというわけではないというふうに理解をいたしました。ぜひともそういう形でつくり上げていって、嶺北高の野球部がこれからもずっと存続していくということをお願いをしたいと思うんです。

そこで、町長が行政報告のほうでも言われておりましたが、嶺北高の野球部に対する魅力化の法人等を通じた支援、野球部というのは非常に、私もやりましたけれども、金が要るのですよね。道具にしてもボールにしてもそうですし、いろいろ金が要る。それで、発足した当時は道具をそろえなければならなかったりいろいろするんですが、それ、両町と相談して何とか支援をしていきたいということも、かつてというか、その話が出たときに言われておりましたが、何かそういう支援については、具体的なこととして両町で話ができてるんでしょうか、お伺いしたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）もう夏の大会は目前でございますので、いろんな道具等、不足しておることもありますので、そういうのは見積りを出していただいて、両町でできる支援をしていくということは土佐町の町長とも確認をしております。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。ぜひそういうご支援をお願いしたいと思います。

今後、保護者会なんかのほうからもちょっと連絡があつておまして、私、ちょうど体育後援会長をやらせていただいておりますけれども、野球部の後援会をという話も出ておまして、現在、土佐町の保護者と本山町の保護者、それから有志の方から後援会設立についての動きがあります。後援会ができましたら、後援会のほうからもいろいろな支援ができるんじゃないかなというふうに考えておりますし、いろいろこれからやってみますと、後援会の経費だけでは賄えないような場合も出てくると思いますので、町のほうからのご支援もぜひともお願いをいたしたいと思います。

それと、この前、土佐町の教育厚生常任委員会が高校のほうへ見学に行ったときに、高校のほうからお願いがあつたのが、吉野の運動公園を野球部が使うということについてはいかがでしょうかということをお問われたと。しかし、あれは本山のものだから本山のほうへということでは私のほうへちょっと連絡があつたんですが、教育長、話がもしあつたとしたら、あそこを使うことについて何か問題点がありますでしょうか。例えば、使うとすれ

ば野球部のマウンドも造らないかんし、それから、ちょっとネットが低いから川へ飛んでしまうということになれば、バックネットもしくはフェンスを上げにやいかんかったりすると思うんですが、そういう経費はまた後で考えるとして、その使うことについての問題点が別にないようでしたら、ある程度、希望は持てると思うんですが、いかがでしょうか。

○副議長（澤田康雄君）教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）答弁を申し上げます。

議員おっしゃられましたように、グラウンドの使用につきまして、野球に適した広さがあり、町民の方と一緒に利用できるようなグラウンドがあれば、そういったところを使用させていただきたいという話があったということでございます。

議員からは吉野運動公園のグラウンドの利用についてでございますが、今後、学校あるいは野球部と具体的に話をしながら進めていきたいと思っております。対応できる内容であれば話もしていきたいと思っておりますが、まずは、町内でグラウンドを使っている団体もございまして、そこも協議をして、皆で迎えていけるような、そういった対応を取りながら協議を進めていきたいということで考えております。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）ありがとうございます。

硬式野球というのはボールが非常に硬いので、ちょっとしたグラウンドの状態でもイレギュラーしたりいろいろします。だから、できるだけいいグラウンドで練習をして、特に試合前はやっておかんと技術が上がらないというふうなこともあって、いいグラウンドでノックしてもらったりとかトスバッティングしたりとかいうことで対応することだと思うので、それで対外試合をやったりとかそういうことではないと思っておりますから、ぜひともまた、そういう面では便宜をお図りいただいたらありがたいと思っております。よろしく願います。

次に、これも本山町として土佐町とも協議をしておったんですが、嶺北高校の魅力化の活動の一環として、嶺北高校の遠征時のバスをどうするかというような話が出たときに、前町長は、本山町のバスは廃車するのが2台ぐらいあるので、そのうちの1台を使ったらどうやろうかと、土佐町にもありますよというようなことをお話になっていましたけれども、なかなかうまく調整できていないというふうに聞いていますが、この遠征用のバスの提供については本山町としてはどういうふうな考え方を持っていますか、ご答弁を求めたいと思っております。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

総務課長、田岡学君。

○総務課長（田岡学君）10番、岩本議員のご質問にお答えします。

遠征用のバスにつきましては、議員ご指摘のとおり、以前、両町で協議をして、いいほうを提供するという話で進んでおりました。しかしながら、精査をしている段階で、本山町も新型コロナの交付金を活用してバスを更新したわけですけれども、社協のバスを譲り

渡す方向で動いておりましたけれども、事業の性格上、その社協のバスを譲渡するというのができないということが判明いたしまして、その譲り渡すことについては断念をいたしました。また、土佐町に確認をいたしますと、嶺北高校のほうからお断りがあったというふうな情報もありましたので、現在、そういうところの現状です。

それで、遠征とはいきませんが、部活動の利用に当たりましては、現在、町が保有しておりますバスを申請に基づいて利用していただくということで、その点は進めておるところであります。

以上です。

○副議長（澤田康雄君） 10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君） そういういきさつがあったということですか。補助金とかいろいろの関係もあって、直接的には多分、無理だろうというような話はしておったんです。例えば、新しい車を買って、その車が廃車になったという段階で廃車のものを受けたらどうかというような話だったんで、そのまま横滑りに譲り受けるということではなかったように思ったんですけれども、それはもう話が済んでいますからええとして、今後の対応として、町バスの提供をしていただくとか、いろいろまた便宜を図っていただくということをお願いをしたいと思います。嶺北高校の先生からも、今回、何か申込みが多分あったはずですが、町バスを使わせてくれないかなということ。そういう話もありましたので、申込みがあっちゃんと思いますが、そういう節にはまたぜひともよろしくをお願いをしたいと思います。

両町ともに、魅力化ということで協力しようと、嶺北高校の振興についてはやっていこうというスタンスでありますので、ぜひとも本山町も、土佐町とともに協力してやっていただきたいというふうに思います。この件については以上とさせていただきます。

それから、3番目に学力向上、これはもう前の教育長のときから言っただけですが、学習センターをつくったらどうか。学習センターといっても、パソコンを備えて、そのパソコンで勉強していただくという仕組みの学習センター、そして、その到達度に達したら帰るというような仕組みのものが、今、非常にはやっているし、それが子どもたちも入り込みやすいんじゃないかというようなことで、そうですねということで学習センターの設置の方向にも向かっておったんですが、ところが、タブレットというものを貸与して、学習サプでもってできるんじゃないかというようなことで、途中、方針が切り替わりました。

だから、取りあえず学習サプで対応できてその効果があれば、それはもう所期の目的を達したということでもいいんじゃないかなというように考えておったわけですが、その学習サプの成果というものはどうなっているかということと、それから、各自がタブレットを家へ持ち帰っているかどうかはよく分かりませんが、学校では多分ないと思うんですが、家に持ち帰った場合に、いろいろそれを悪用して、友達を中傷したりとか、様々な形で問題が起こっているというのがよそのところであったと聞いています。今現在、本町にあってはそういうことはないのかどうか、この2点についてお伺いしておきたいと

思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

教育長、大西千之君。

○教育長（大西千之君）答弁を申し上げます。

学習センターの取組でございますが、議員提案のありましたセンター方式のパソコンを置いてといった形まではまだ至っておらないところでございます。

現在の取組としましては、英会話教室としまして、月2回、月曜日に夕方1時間程度、英会話教室をやるということで、ビギナーコース、ハイクラスコースといったコースで、プラチナセンターのほうで実施をしております。ビギナーコースにつきましては、英語家定5から4級レベル、ハイクラスは英検3級から準2級クラスの英会話を目指しております。高校に進学したときに英語の授業が楽であったといった、そういった感想も聞いているところでございます。

今後の課題としまして、おっしゃられましたように、こういった英語以外の他の教科の取組をどうしていくのか、あるいは学習場所、特に人材確保の課題が挙げられます。学力向上を図っていくためにも、提案のありました学習センターの内容充実につきましては検討していきたいというふうに考えております。

そして、学習サプリの関係でございますが、現在、スタディサプリにつきましては、クロームブックといいまして、パソコンを家へ持ち帰りはまだ行っておりません。議員もおっしゃられましたルールづくりですね、マニュアルづくり、これが重要だというふうに思っておりますし、学校での指導の方法、こういったところも重要になってまいりますので、現在、学校とも協議をしながら有効に使えるように進めておりますが、既に学習サプリにつきましてはラインズeライブラリというものを導入しまして、單元ごとにドリルをやったり学期末にテストをやったりしまして、授業の振り返りあるいは習熟度、そういったところの理解力のフォローといった活用をされているところです。

中学校では、各教科の中で必要に応じて授業で使っておりまして、特に全国の高校入試問題が入っておりますので、入試対策として問題を取り出して、必要に応じた場合に使うといった有効なツールとして、現在入れておるサプリにつきましては活用しているところでございます。よろしく申し上げます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）お聞きしますと、なかなか充実したサプリだなというふうに思います。それでもって学年別に到達度がだんだん上がっていく、学力が身につく、基礎的な学習ができて高校へ行っても十分それが活用できるということであれば、これはもう学習センターの必要は私はないと思います。何が成果をもたらすかと、こういうことでありますので、まず、その学習サプリにおけるタブレット使用のことで効果のほどを見ていくべきだと思いますので、理解ができました。ありがとうございました。

それでは、最後、4番目に高齢者福祉等について質問をいたしたいと思っております。

本日は、6月15日、年金支給日であります。本日の支給日から年金が0.4%減額になります。年間額について1万4,000円の減額だというふうに聞いております。同僚議員から再三出ておりましたように、ウクライナ侵攻による様々な影響、それがまた円安に振れ、原油高に振れ、様々な形によって日本の経済は今、大変な状況になっているし、物価がどんどん高騰している。こんな中であって、年金は下がる、これじゃ割に合わんと。誰が考えても当然のことです。そうなりますと、年金暮らしをしている高齢者の皆さんはますますその生活が苦しくなってくる。これに対する支援というのは一体どうなっているのかと、果たして年金で生活できるのかと、こういうことになるわけでありませぬ。

町長、これ、非常に重要な私は問題だというふうに思うんですが、こういうときに、例えば生活支援ということの対応として社協を大いに活用していくということを私は提言したい。なかなか行政というのはやりにくい面がある。しかし、社会福祉法人である社協は非常に動きやすいということもあって、何とか、社協の役割、意義というものを十分認識の上で活用していくべきじゃないかというふうに思います。

特に生活支援で今一番問題になっているのは、高齢者が食事を作れなくなったということです。夕食も含め、昼食もなかなか作れなくなった。これをどうするかということなんですけれども、そこらの調査は、健康福祉課あたりでそういうことはやっていませんか。例えば、食事に事欠く高齢者がいるというようなことはどうなんでしょうか。データとしては出ていないんですかね、それをまず。

そうすれば、それに対する配食サービスセンターを逆に立ち上げて、それをつくる高齢者の人々を雇用したグループで生活の支援にしていくという、様々な収入を得るような形にしていくと。いい循環をつくっていく、高齢者が高齢者のお世話をするということによって循環をしていくというシステムも考えられるということになるわけですが、そこらあたりどういうふうに把握をしていらっしゃるか。まず、社協の前に、健康福祉課あたりで押さえている数字がありましたらちょっとご提示をいただきたいというふうに思います。

○副議長（澤田康雄君）執行部、答弁。

健康福祉課長、川村勝彦君。

○健康福祉課長（川村勝彦君）10番、岩本誠生議員のご質問に対しましてお答えをいたします。

冒頭ご質問のありました食事の提供に関するデータは持ち合わせていないかということですが、具体的な人数的なものは資料としては現状では持ち合わせておりませぬ。ただ、社協のほうでもずっと以前から実施しております高齢者向けの配食サービスについて、ちょっと若干、社協のほうで聞き取りをいたしておりますので、それについてご説明させていただきます。

現在、社協のほうでは、民生委員さんといきいきふれあいセンターのスタッフが、毎週

火曜日と木曜日にそれぞれ週1回ですので、年間52回、昨年の実績でいいますと、延べ配食数が643食、目標が646といった形で、そういった提供をさせていただいておるということでございます。以前は、ボランティアの皆さん等が実際に食事を作りに来て、社協の調理場で食事をこしらえて提供していたというようなケースもありましたけれども、現在は、お弁当を町内の店舗にお願いして配食をしているようでございます。民生委員さんのご援助もいただいて、また、いきいきのスタッフなんかが直接その店舗へ出向いていてそれを受け取って、希望者に配食をしておるといったような現状でございます。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）今、概況については分かりましたけれども、これ、まだまだこれから高齢者のニーズ、要望というのは増えてくるというふうに思います。ですから、かっちりした配食センターというものを設けて、そしてお弁当等の支給をするということも、これ、一つの視野に入れておかないかのじゃないかなというふうに思うところでありませう。

それと、高齢者が、例えば町なかの場合がいいと思うんですが、ちょっと町なかを離れますと一軒家で生活をしているというような場合が、本山はかなり少ないと思うんですけれども、それが非常に多いというふうに聞いています。そして、独り暮らし、離れたところで生活しているので、よそにおる身内の人も心配するというようなことで、今ちょっと言われていますのは、高齢者住宅を町のなかに建てられないかというようなことが言われています。そうしたら、病院も近いし買物もできるし、そして、家は当然向こうにあるわけですね。家は帰りたければ帰ってもいいけれども、こちらで生活できるような仕組みにしていく。そして、向こうもこちらもあるという安心感の中で高齢者の皆さんに生活をしていただくという、高齢者住宅というシステムが必要じゃないかなということも言われているわけでありませう。これも、一つの福祉政策の中で私は考えるべきじゃないかなというふうに思うところでありませう。

町長、うちの高齢者率が年々アップしているし、特に団塊の世代が高齢者に向かってくると、逆に今度は高齢者たちがUターンをしてくることが考えられます。団塊の世代のUターン現象というのがちょっと専門家の中では言われています。そうしたら、帰ってこようにも、受け入れるところがないということになったら帰れないということになってくる。だから、そこらあたりのことも当然、我々は考えておかないと、ふるさとを遠く離れて生活していた人たちが、もう年金生活になり後期高齢者になったときに、やはりふるさとで生活をしたいというときに、家もなければ何もないと。もう最終的には知らない土地で一生を終わらなければならぬと、こういうことになるわけでありませう。

ですから、そういう帰ってきたいという人たちの気持ちというものをまだ調査はしていないと思うんですけれども、帰る人たちがどれだけいるのかということのを既に調査を始めた自治体があります。これ、大事なことだと私は思います。人口の移住ということも非常に大事なんですけれども、そういう人たちが帰ってくる、それを受入れるということも、

自治体としては今後考えておかなければいけないことではないかと思いますが、町長のま  
ず見解をお伺いしておきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）町長、澤田和廣君。

○町長（澤田和廣君）ふるさとに対する思いというのは強いところがあって、帰ってき  
たいと思っていただけるような町でありたいというふうにも思います。

高齢者住宅の建設については、今、その計画があるわけではございませんけれども、先  
ほどのコンパクトタウンのところでも話がございましたけれども、やはり医療機関の近く  
とか商業施設の近くとかいった、そういうところでの高齢者住宅の必要性なんかは今後ま  
すます出てくるんじゃないかというふうに思います。住宅政策の中で検討していかなけれ  
ばならないこともあると思いますが、すみません、Uターンの調査については、出身者を  
調査して、そこにUターンするご希望がありますかというような調査だろうというふう  
に思います、ちょっと研究をさせていただきたいと思います。

○副議長（澤田康雄君）10番、岩本誠生君。

○10番（岩本誠生君）行政の力だけでは十分でないというところにあっては、やはり社  
協とかいろいろな団体を活用しながら、そういう情報を集めるということも必要じゃな  
いかというふうに思います。私は、特に高齢者福祉、社会福祉の役割の中で社協の占める役  
割というのは非常に大きいというふうに思っていますので、社協を充実さす、そして、法  
人としてフットワークが非常に軽くできる部門を社協に請け負っていただくということも  
非常に大事なことじゃないかなというふうに思っていますので、そこら辺もまた福祉政策の中  
でお考えをいただきたいなというふうに思います。

以上、通告をいたしておりました私の一般質問は全て終わりました。今任期最後の一般  
質問でありましたけれども、質問に対しては非常に明快に、分かりやすくご答弁をいた  
きまして、無事、一般質問が終わりました。ありがとうございます。

以上で終わります。

○副議長（澤田康雄君）これをもって、10番、岩本誠生君の一般質問を終わります。

これをもって一般質問を終わります。

議長交代のため暫時休憩とします。

休憩 16：32

再開 16：33

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）以上をもちまして、通告を受けておりました一般質問は全て終わり

ました。

これをもって一般質問を終わります。

以上で本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれをもって散会いたします。

お疲れさまでした。

午後 4時34分 散会